

午後1時30分開会

○小野委員長 皆様、こんにちは。ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

それでは、日程に入ります。本日の日程をご確認をお願いします。日程1から順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。初めに、日程1、陳情審査（1）継続審査に入ります。①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情の3件の陳情についてです。一括して取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。

○小枝委員 一括しての意見ですけれども、本日、確定記録を委員限りのみということではありますけれども、こちらの委員会の設置理由のとおり、そして申し送り事項のとおり、私のやり方論としての納得はともかくとして、進んできているということを見ると、そこにおいて、おのずと結論が出るのではないかと思いますので、現段階では継続ということをお願いします。

○小野委員長 はい。ただいま、継続でいかがかというご意見ですけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、本件3件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。

以上で、送付6-6、送付6-7、送付6-12の陳情審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。あ、何かございますか。大丈夫ですか。はい。

次に、日程2、リーガルチェックの結果についてです。（1）報告書「刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについて」です。こちらは、前回2月5日開催の当委員会でリーガルチェック報告書をご確認いただきました。その取扱いにも確認いたしましたけれども、改めてこの場において確認を再度させていただきます。

まず1点目です。閲覧メモの共有方法についてです。閲覧メモはサイドブックで共有をさせていただきました。設定が、ダウンロード、印刷不可という設定にさせていただいております。委員と、それから本日出席理事者ということで、限定しての閲覧になっておりますので、ここで繰り返し申し上げます。それから、2点目なんですけれども、こちらは誓約の扱いについてでした。誓約書への署名は行わなかったんですけれども、ただ、2点について、全委員で一旦確認をし、そちらについて遵守をするということでしたので、この2点、もう一度振り返ってみたいと思います。

1点目が、閲覧メモについて、委員会活動以外には使用しないということ。2点目が、

新聞、雑誌、インターネット等で公開をしないということ。以上、閲覧メモの共有方法、誓約の扱いでしたけれども、こちらについてはよろしいでしょうか。

はやお委員。

○はやお委員 委員会ということになっていますけれども、これについては、本会議並びに、また予算だとかの特別委員会では活用していいということで、認識でよろしいのでしょうか。予算の例えば特別委員会なんかでの活用ということは構わないのでしょうか。

○小野委員長 それは皆様に、これを見ているのはこの委員のみですので、これで知り得たことをご自分の中で活用されるというのはいいですけど、この資料はこの特別委員会限りということになっておりますので、そういう点で、ご確認ですか。

○はやお委員 この前、今後の取扱いとなると、やっぱり区長を呼んでいただきたいという話の中で、特段そこは無理だよという話だったんで、そのときに話したのが、じゃあ区長が見られる場所のところでもやり取りをやらせていただくということはいいですかと言ったときについては、反対がなかったんで、そういった、何を意味するかということ、予算の総括のときに、実際答弁するのはここに出ていられる方であって、そこは見ています。で、やり取りはできると。そこを踏まえながら、最終的に区長並びに副区長のほうと、特別職に対してのやり取りというの是可以なのかということについては、私はできると認識していたので、ここの特別委員会ということで、みだりに出すわけじゃないから。そこは一応了承されたということでもよろしいですねということを確認。

○小野委員長 ただ、閲覧をしている、このメモを確認しているのはここにいるメンバーだけなので、区長、副区長はこれを見ていないんですよ。というところが大前提というのがあるというのが一つと、この間はまだこの閲覧自体をしていなかったんで、その段階で区長をというご発言があったんですけども、その後にもまたご発言が重ねてあって、この段階で、前回の段階で、区長というのはまだちょっと早いんじゃないかというご意見もありましたので、まずは一旦この特別委員会を進めていく中で、本当に区長、副区長を含めている場所でも何かが必要と、はやお委員がおっしゃるのが必要ということであれば、それは検討の余地はあるかなと思うんです。ですので、一旦ちょっと資料についてこの委員会……

○はやお委員 この委員会だけ……

○小野委員長 だけでということで、まずは一旦進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小枝委員。

○小枝委員 私は自らも確定記録を取りに行っていて、私が許可をされた、何というか、理由は、当時は委員じゃなかったんですけども、議会運営委員会の委員であるということで、及び議員であるということで、こうした公益性を考えたときに、これを活用して区政の適正化をしていくべきだということについて許可が下りたという経過がありますので、恐らく委員長に聞くことではないんでしょうけれども、既にもう、1年以上たっている内容、発覚から2年たっている内容ですので、これを区民のために議会の中で公益的に活用するということについては認められているということ、ご理解いただいております。多分、私と岩田委員がそうなのかなというふうには思いますけれども。

○小野委員長 はい。それぞれ個々で取りに行かれていて、それについてどのような取扱いかというのは、この委員会でそれはやめてくださいとか言うことではないですし、そこはそれぞれの議員の責任でということでも以前も確認をしているかと思しますので、よろしいんじゃないかなと思います。

ちょっと一旦休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時41分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 この委員会で取ってきた資料、私が個人的に見に行った資料、私は中身は同じだとは思いますが、あくまで委員会で出した資料はこの委員会限り、でも、私が個人的に持ってきたものは、議会の中、議会で使う、委員会、本会議もいいですよということで検察から許可をもらっているの、それに、私が個人的に取ってきた資料についてはその限りではないということでもよろしいですね。

○小野委員長 先ほど小枝委員が確認をした点と全く同じですので、先ほどのとおりでございます。

○岩田委員 確認。

○小野委員長 はい。ほかはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上で閲覧メモの共有方法と誓約の扱いについて、確認をいたしました。

次に、改めて報告書の取扱いについて確認をさせていただきます。前回の委員会の繰り返しとなって恐縮なんですけど、リーガルチェックは刑事確定訴訟記録の閲覧メモの委員会としての取扱いについて法的な見解を得るために、委員の皆様から確認したい事項を取りまとめた上で、委員会の総意として実施をいたしました。こうした経緯で、原則、刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについての報告内容のとおり取り扱うこととしたいと思います。

閲覧メモにつきましては、先ほど確認したとおり、委員及び出席理事者のみ共有をしております。使用目的は、本委員会の調査事項のうち、改選前の委員会から引き継いだ論点チェックリストにおける、「未」になっている事項に関する調査に活用するに限ります。済んだことでも、「未」と「済」というのでつけていますけれども、論点チェックリストというところを基本でお願いいたします。また、閲覧メモは非公開といたします。

次に、委員会での閲覧メモに基づく質疑についてです。閲覧メモをそのまま読み上げる。例えば2行、3行、4行と読み上げるということは、基本的にはお控えください。こういうことが必要であるというときは、これは委員の皆様にお諮りをしますけれども、例えば秘密会を開くのが妥当なのかとか、それから議事録に、そこは非公開とか、その辺りのところも出てくると思います。（発言する者あり）その場合よ。

○小林委員 意味が分からない。

○小野委員長 じゃあ、もう一度申し上げますね。

○小林委員 日本語で言ってよ。

○小野委員長 うん。日本語で言っているんだけど。委員会での閲覧メモに基づく質疑についてです。閲覧メモをそのまま読み上げることは。

○小林委員 当たり前じゃん……

○小野委員長 そう、やらない。念のためと先ほども言っています。重ねてのご案内です。

○小林委員 そんなのはおかしいじゃん。閲覧してきたものをそのまま読み上げなかったら分からないじゃん。

○小野委員長 なので、そのやり方を後ほど申し上げます。程度があるということをお願いなんですけれども、ちょっとそのことを申し上げますね。これ、言った後で、（発言する者あり）申し上げた後で、手を挙げてご発言ください、小林委員。お願いします。

閲覧メモをそのまま読み上げるということについて今言っていますけれども、実質的にこの記録というところを公開するというところになる場合もありますので、6条に違反すると思われるとか、また誓約にも反するというところで懸念がある場合もありますので、閲覧メモを読み上げなければならぬというご意見もあることは分かっているんですけれども、ちょっとそこは一つ、皆様に後ほど、こういう方法でいかがでしょうかということをご提案していきたいと思っています。

それから、質疑の状況によってなんですけれども、もし必要であれば、秘密会の開催ですとか、それから議事録の非公開、不掲載というところも、都度、委員の皆様にお諮りをいたします。もしそういうのが必要だったらということですよ。ですので、こちらについても念のため皆様に事前にご案内をしておきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

（発言する者あり）

で、その質疑方法についてです。先ほどの閲覧メモを読み上げなくてどうするのという話なんですけれども、もう先に委員限りでお配りしている閲覧メモのYかS、どちらかを開いていただけますか。こちらのYかSを開いていただくと、それぞれのページの上に、例えばYを開いていただいていると、Y-2とかY-3とかいうページの振り方があります。例えばこれを読んでいただいて、こういうことが書いてありました、こういうことを知りました。それをご自分の言葉で話される分には構わないんですけれども、この閲覧メモをそのまま引用したいんだということがあれば、例えばなんですけど、このY-2の何行辺りのこのくんだりからこのくあたりまでということについて確認をしたいと思えますというようなことで、皆様にはご協力を頂ければと思います。もちろん理解をした上で、わざわざそういうことを言わなくても、ここのページに、Y-2に書いてあるこのことについて私がこれから質疑しますということで、ご自身の言葉でおっしゃるのは全く問題ないです。

小林委員。

○小林委員 今言っていることがよく分かりません。ここからここまでをその人が要約するというのは、その要約が合っているかどうかを誰が確認するんですか。

○小野委員長 いやいや、例えば、先ほど……

○小林委員 いや、だから、そんなことを言うなら、弁護士かなんかに同席してもらわなかったらできないですよ。そんなことで言って進めるなら。一々、委員の、じゃあ合意を取るんですか。合意は取れないですよ。委員はそれぞれ考え方が違うから。

○小野委員長 いやいや、合意じゃなくて……

○小林委員 だから、もしそういう、そんなの、閲覧した部分のここからここまでをその人に要約してくださいなんて、その人、その要約が合っているかどうかなんて分からないじゃないですか。

○小野委員長 いや、ですから……

○小林委員 だから、その部分については、何行、それか1ページから10ページまで読んだらそれは常識的におかしいよ。そうじゃなくて、どの部分を限定して読んだりするのは、この部分から取らなかったら事実が確認できないじゃないですか。

○小野委員長 うん。ですので……

○小林委員 そういうできないものを、その人に要約してやれなんていう、その整理の仕方がおかしい。

○小野委員長 いやいや……

○小林委員 もしそうであったら、それがどうかを、正しいかどうかを弁護士かなんか、今回の弁護士でもどこの弁護士でもいいですよ。弁護士かなんかが法的に問題がないかどうかをちゃんと調査できる人を置いておかなかつたら、そんな議論はできないですよ。この議論自体ができないじゃないですか。そんな整理しないでください。

○小野委員長 小林委員。はい。であれば、別に要約してくださいとは言っていません。

○小林委員 言ったじゃない。

○小野委員長 いえいえ、まずはY-2の何行目から何行目までの部分ですというふうに言っていたのはどうでしょうかというふうに申し上げたんです。例えば今おっしゃいました10ページ読み上げなんて、そんなことをする方はいらっしやらないと思います。

小林委員。

○小林委員 それもおかしい。それもおかしいんだよ。何行目から何行目までというのは、それが何が書いてあるかを確認しなかったら駄目じゃん。

○小野委員長 いや、それは皆さんがお手元で確認ができるじゃないですか。

○小林委員 お手元で確認ができるだけで、それがもし長かったらどうするの、それ。そこでみんなで読んで確認するの。

○小野委員長 はい。あの……

○小林委員 だから、それはできないでしょ。

○小野委員長 いや、読むにしろ、じゃあどうする。

○小林委員 だから、その原文を、その部分を読み上げなくちゃしょうがないでしょ。

○小野委員長 そこを読み上げるんですか。いやいや、それは……

○小林委員 それじゃなかったら、確認ができないじゃん。

○小野委員長 だから、何ページの何行の、例えばY-2の3行目……

○小林委員 だからそれは、1行とか2行ならいいよ。ずっとだったら、もし10行あったら10行ですよと言ったら、まあ20行かもしれない。

○小野委員長 10行を読み上げるということですよ。

○小林委員 いや、そうですよ。

○小野委員長 はい。10行読み上げる……

○小林委員 その分確認するのであれば、その部分を確認していかなかつたら、それがど

うかというのは分からないでしょと。

○小野委員長 いや、10行を読み上げるといことはやめていただきたいと言っているんです。（発言する者あり）はい。

白川委員。

○白川委員 私は委員長の案でいいと思います。というのは、これ、結局内容をどう解釈するかという問題に行き着くわけですよ。で、こういうふうに解釈していますということと議論を始めるわけだから、別に、このY-48に書いてあるこのことはこういうことですよと定義して、いやいや違うということは生まれればいいわけで、そこでその引用が正しいかどうかなんて話は、する必要がないんです、そもそも。つまり、今、自分はここを議論します。場所はここです。それで十分です。（発言する者あり）

○小林委員 その部分を確定するまでを言っているの。

○小野委員長 はい。例えば、今、ちょっと一旦、すみません、整理させてください。

まず私が申し上げたY-2の3行目から8行目、ここについてを要約して言ってくれというわけじゃないんですよ。言いたければ言ってもいいんですけど、3行目から8行目、この部分についてこれから質疑をしますというふうに言っていただければいいということです。3行目の「千代田区が同年5月20日に執行予定」、ここから8行目の「入札等に関する秘密を教示することにより」、ここまでのことについて質疑をいたしますと。で、そこをそれぞれの方がお手元のタブレットで開けて確認をして、あ、ここのことについて、今、〇〇委員は質疑をしようとしているんだなということが分かればいいわけですから、そこを別に要約してくださいとは言っていないです。要約を、それについて話をされるかもしれませんがけれども、基本的にはその行数を言っていただきたいと。

はやお委員。

○はやお委員 結局、やっぱり相手のほうの対応もありますから、例えば名前を直接言わないで、先ほどの最終報告書に合わせて、例えば元区議会議員Aとか、そういう表現であれば、当然ここのところのこの部分というのを読み上げなければ——それは何ページも読むわけじゃないですよ。読み上げなければ、我々が何をやるかといったら、我々が分かるということもすごく大切な第一義ですよ。でも我々は区民代表であって、オンラインでもやっていることですから、この内容については本来お金を使って、結局は資料として取ってきているわけですよ。でも、せめてその配慮をしながらやらなければ、区民に対しての説明ができないという観点についてどうなのかということなんですよ。区民に対して説明するんですから、我々は。我々が分かりゃいいということじゃないんですよ。区民に説明するんですよ。そういう点で、ぎりぎり相手の名誉毀損に当たらないように最大限の努力はしつつもやっていくというんなら理解できるけれども、そこについて、何ページだなんて言って、我々が分かるからいいじゃねえかと。それじゃあ秘密会と何ら変わらない話ですよ。お答えいただきたい。

○小野委員長 はい。おっしゃることも分かります。ですので、そこを、そのような配慮をもって発言をしていただくのであればいいですけども、場合によってはそうではない可能性もあるので、その場合は止めさせていただくという方法しかないのかもしれませんが、一応このことを、提案です。必ずこうしてくださいというわけではありませんけれども、一応表現として非常に迷うなど、どこまで読んでいいのかということに迷う方

もいらっしゃるわけです。ですので、今回あえてY-〇〇とかS-〇〇という番号も入れていただいたというところですね。これについて申し上げます。

ということで、常識的に考えて、どういう読み上げをするかとか、その辺りのところ、今ご発言がありましたので、もちろん理解を頂いたものとして進めていきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

岩田委員。

○岩田委員 委員長は今こういうふうな提案ですというふうなことを言いながらも、止めさせていただくと言ったのなら、全然提案じゃないじゃないですか。やるんだから、止めちゃうんだから。それで……

○小野委員長 止める……

○岩田委員 まだ発言中。

で、先ほど10行読むこともあるというふうな小林委員の発言がありました。10行はおやめください。じゃあ、9行ならいいんですか。8行ならいいんですか。7行ならいいんですか。そんなことはあり得ないでしょ。だって、例えばですよ、委員会の中で、理事者が何年前の委員会でこういうこと言いましたよね、〇〇課長はこういうふうな発言をしましたというので、そこを読むじゃないですか。だったら、当然何行か読むのは、別に何ら不自然じゃないですよ。にもかかわらず、そこをなるべくなるべく、言わせないように言わせないようにというふうな制約をかけるというのはおかしい。

○小野委員長 はい。今、岩田委員からありましたけれども、例えば手を挙げて、何行その方がお読みになるかというのは分かりません。今申し上げたとおり、例えばそれなりの配慮をして、例えばお名前があった場合に、それはもう表に出ているお名前もあれば、そうじゃないお名前もあるというところで、そこに配慮をしながらやっただけでいるということが分かればいいというのが一つあるんですけども、これ自体が、それこそ、今おっしゃったとおり、通常の委員会とは全く異なるわけですから、そこはちょっとご配慮いただきたいんですよ。もちろん理事者がこういうこと言いましたよねという、それをそのままぞらえて言うとか、そういうのはいいと思いますよ。ですけども、これは私どもが誓約をして書いてきた閲覧ということで、全文70ページ、1冊につき70ページ、Sのほうは50ページありますけれども、それなりの誓約をして、それぞれの4名が、ここを、ここを、ということで指定をして、全てここにまとまっているものです。

ちょっと一旦休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後2時00分再開

○小野委員長 それでは、再開をいたします。

それでは、リーガルチェックについてはちょっと確認をいたしましたので、ここまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、次の、「手が挙がって……」と呼ぶ者あり）失礼しました。

小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 先ほどの、私の聞き違いだったかもしれないんですけども、ちょっと、何と

というか、全く触れちゃいけないぐらい、何行、何行みたいな感じに聞こえちゃったので、そうじゃないということなんですよね。

それで、私たち議員は、とにかく対区民に開かれた形で、法に基づいて仕事をする立場にありますので、その法に基づいた仕事をする。今回の確定記録のステップ段階としては、私は不本意で納得していないところはあるけれども、運営上協力するという立場から、この議員のみ見ている内容の中のエビデンスを、個人情報に触れない名前に、個人名を挙げるようなことはしないという形で、そして長々とたくさん読み上げるというようなことをしない。そういうふうなところの自制をもって運用していただいたいという、そういう、ですよね。そこは今日はもう判断云々というよりは、共通認識を、どこの部分で共通認識を図っていくかという、そういう整理でおっしゃったんですよね。そうだよ。

○小野委員長 はい。まずは誓約の話から来て、また、皆様にここはご理解いただきたいというところの中で今の話に至りました。一つの例示として、Sの何ページからというような、ページを指定して、何々のくんだりからということの一つ申し上げたんですけれども、法に基づいて仕事をするというところで、皆様、重々承知の皆様でいらっしゃるの、あまりここについてとやかく言うつもりはないんですけれども、一応、細心の注意というところで、今、小枝委員からもありましたけど、個人名含めて、それから常識の範囲内での読み上げというところ、そこについてはご理解を頂きたいなと思います。

はやお委員も先ほど、区民に分かるようにということではありましたけれども、なかなかこう、切り取りでやっていく中で、難しい部分があると思うんですけれども、そこはそれぞれの、それぞれにぜひご留意いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、次ですが、今のリーガルチェックの件は、小枝委員の質問で最後でよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、次です。

日程3、申し送り事項「論点チェック」について入ります。資料、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会論点チェックリストをご覧ください。本委員会における過去の議論においては、論点チェックリストのとおりです。

5ページをご覧ください。取扱いが「未」となっている確認事項、こちらは毎回確認しておりますのでご承知だと思いますけど、念のため、この2点について確認をお願いいたします。論点チェックリスト作成時点に前副区長であった者の関与について、刑事確定記録の閲覧を行い、事実確認する必要がある、とあります。これ、前副区長とありますけれども、隣の行を見ると元副区長とあります。もう元副区長ということをお願いいたします。

今後の質疑なんですけれども、この点について質疑をすることになるかと思っておりますけれども、進め方についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、質疑——小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 はい。進め方はいいんですけれども、改めてこの確定記録の中身を読みます

と、私の中では新たに、私自身、本物も見ていますので、ある程度はそう思っていたんですけども……

○小野委員長 本物とは。

○小枝委員 本物というのは、現場に行っていて見ているので、そうだなとは思っていたんですけども……

○小野委員長 ああ。はい。

○小枝委員 さらにやっぱり思ったのは、この内容からすると、一つは公益通報の制度をどうするかということ。それからもう一つが、パワハラ、確かに当該議員のパワハラというところは、私も、ああ、ここまでひどかったのかということを考えてしまったんですけども、また考えなければならぬというふうに思いましたけれども、それと同時に、上司からのパワハラということで、当該部長は心をもう既に一時期病んで、鬱の診断を受けていた時代もあった。非常に、どなられるとかということに対しての、非常にそういうのがあったということで、そこは副区長というふうには書いてはいなかったですけども、上下関係の中で命令されるということの取扱いをどうしていくのかということについては、もう一つ、この中で改善策を考えていかなければならない事項だというふうに思いまして、基本的には、何でしたっけ、上司からの指示命令の事実関係の確定記録における確認というのがメインだというふうには思いますけれども、内容によって、さらに議会側として改善を加えるべき事項も、これは時間を使うということではなくて、出てくるだろうというふうに私は思っておりますので、そのところは進めながら考えたいところもあるということ留保したいということですよ。

○小野委員長 はい。今、実際にこの記録をご覧いただいて、このように感じたというようにご意見を言っていたということかなと思います。その中で、改めてここはというところを、大きく分けて3点挙げていらっしゃるのかなというふうに理解をしております。

今までの、もうこれは2年になりますけれども、今まで何度もやり取りをする中で、情報量というのがそれぞれで当然異なっている。今回は、この記録をご覧いただいたことによって、同じ土俵に全員が立っているのかなということ私は思っております。その上でそれぞれ思うところとかいうところもあるのかなというふうに思うんですけども、今、小枝委員が手を挙げて、こういうふうに思ったということ、ご自身がご覧になっているけれども、改めてここにあるものをまた全体を見てこう感じたということをおっしゃっていただきましたので、これは全員が読んでいるということで、それぞれご意見を1人ずつ言っていたくのもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうかね。（発言する者あり）今じゃなくていいんです。このように、この中を読んでというところで、（発言する者あり）うん、うん、もちろん議論してからなんですけど、そういうのもいいのかなと、今思いました。先にちょっとこういったご意見がありましたので。

それでは、ちょっと質疑なんですけれども、質疑に入りますということをお先ほど申し上げましたので、ぜひお願いします。

○はやお委員 私のほうからさせていただきます。

まず事実確認をしたいと思っております。この千代田区の入札不正のための再発防止検討報告書が区のほうから出てまいりました。そこはもう当然のごとくそちらは読み込んでいますと

と思いますが、4ページのところのイ、区が委託した弁護士によるヒアリングの調査結果というところなんですけど、下から11行目ぐらいからかな。ここに書いてある、これはそのまま読みますね。2018年、平成30年4月に、当時、副区長が元職員Bに対し、元区議Aから契約に関する問合せがあれば対応するようにとの趣旨が伝えられたとされているが、ヒアリング関係資料を精査した結果、本件事件に同副区長が具体的に関与したと認め得る事実は確認できなかった。これについては区のほうの見解というのも同じというふうに考えてよろしいのか、お答えいただきたい。

○佐藤総務課長 この報告書のとおり、区の見解でございます。

○はやお委員 ここを平たく言えば、結局は上司からの指示はなかったということですね。

あともう一つ、「なお」と書いてあります。起訴、書類送致の対象となった事件以外の入札、契約情報に関する秘密情報の漏えいについて調査を行った結果、2020年、令和2年度以前については、具体的な事実は特定するまでには至らなかった。2020年までにはその事実がないから、スタンスとしてはこの事案だけだったという認識でいいのか、お答えください。

○小野委員長 今、区の報告書の4ページですね。

○はやお委員 そうそうそうそう。4ページ。

○小野委員長 4ページについて。

○佐藤総務課長 この報告書に書いてございますとおり、その事実が確認できなかった。ちょっとその辺りはちょっと話の中で混同しやすいので、そういうことがあったかなかったかではなくて、その事実が確認できなかったということを書いております。

また、それ以前なかったということについて、その後新たにということ、1件、区の調査で発覚した件について記載がございますので、その点については申し添えたいと思います。

○はやお委員 えっ、何。ちょっともう一度詳しく。

○小野委員長 先ほど答弁があったことに対して、はやお委員が、指示がなかったということですねということをおっしゃいました。

○はやお委員 それは確認が取れている。さらに2020年以前のことにについては、あったかどうかは事実が認められなかったというだけで、あったかも。で、追加したことがあるというのは、それはどこにどう書いてある。（発言する者あり）後のやつだよ。

○佐藤総務課長 失礼しました。それは2021年当時のことですので、以後になりますので、訂正させていただきます。

○はやお委員 分かりました。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 つまり、2021年に確かにありましたでしょう。何かいろいろと、あんまり大きい金額ではなかったけどもあったということ、確認を取れたということですね。まず見解としては、上司の指示はなかった。2020年以前の官製談合等々に関するようなことについては、事実が認められなかった、分からなかったということですね。

それで確認なんです。まず、刑事確定記録を基に、上司の指示があったかなかったかというところの確認なんです。今回の確定記録を見ますと、まず初めに、3人の、これは非常に重要なものですから、当時の副区長の供述調書は、両方とも、有罪判決を受けた両

方ともものところにその供述書が入っていました。そういうことだから、重たい供述であるというふうに私は認識しているんですね。その中で、××（2文字削除）——ごめんなさい。バツにします。元区議Aのところの供述調書となりますと、S-23というところになるかと思えます。そのS-23のところの、まずこのところは何かということ、当時の副区長の意見になります。供述書になります。何と書いてあるかということ——すみませんね、目が。S-22のところ、22、ごめんなさい、22、23。

○小野委員長 うん。S-23。

○はやお委員 あ、23だね。そうですね。こういうふう書いてあるんですね。

○小野委員長 10行。9……

○はやお委員 そうですね。当時の副区長はこういうふう言っているんです。下から1、2、3、4、5、こっちがない、そこに書いてあるのは、後任の課長は緊急応援に対応できない面があるので不安がある。もし元区議Aから私に——これは今、当時の副区長が言っているんですよ。私に契約に関しての問合せがあった場合には、元職員Bに相談するので、元職員Bのほうで調べて私に報告してもらいたい。場合によっては元区議Aから元職員Bに——この元職員Bというのは、もう直接話しているのは今この、読んでいただくと分かるように、当時の副区長と部長が話している。直接問合せがあるかもしれないが、そのとき調べた結果は私に報告してもらいたいと指示しました。自分に持ってこいよという指示はした。つまり、本来あってはならない官製談合、入札妨害に当たるようなことについて、報告しろと言っているんです。でも指示はしているんです。方向は違いますよ。直接やれとは言っていないということだけど、指示はしたというふうに当時の副区長は言っている。

そしてまた、元区議Aの供述、S-46になると思えます。S-46のところ言っていますね。そのところは——私はまた、ちらっと言ってしまう。何かといったら冒頭のところですね。結局は、ここは供述調書、令和6年2月26日の東京地方検察庁での話だと。そうしたところ、平成30年4月に、私とかねてから面識のある元職員Bさんが千代田区役所の行政管理担当部長に就任したため、この頃、当時の副区長から、悪いんだけど私も忙しいんだから、今後の入札に関する情報は行管部長の元職員Bから聞いてくれない。ちょうど行管部長に元職員Bになったけど、元職員Bは富士見出張所長もやっていたから、知らないわけじゃないでしょ。私から元職員Bに伝えておくから。などと言って、今後の公共工事の入札に関する非公表情報については、元職員Bに問い合わせるようにお願いされたのです。

つまり、このところについては、こういうふう言ったよ。当時の副区長は、元区議会議員Aに対しては、忙しいから、直接やっているに近いような話。それはだから見解が違ふ。このことについては議論するつもりはない。でも、ただ、そういうふうに指示をしたからということ、元区議会議員Aには言っているということなんですよ。こういう供述調書が残っている。

そしてまた、当然のごとく元職員Bの方は様々に言っていると思います。これはY-6になると思えます。ここでは様々にいろいろ言っているんですね。Y-6の例えば7のところでは、平成30年4月1日に行政管理担当部長に着任して、4月2日か3日に当時の副区長から、副区長室に来てくれないかと内線電話で呼出しを受けた。つまり、今回やる

のは別に、元職員Bから言ったことではなくて、当時の副区長から呼び出されたと書いてあるんですよ。能動的はどちらかと言ったら、元、当時の副区長だということを書いてあるわけですよ。これは元職員Bが言っていることですから。

そして、8に書いてあることが重要なんですね、Y-6の。私は、当時の副区長が供述調書で述べているように、そういう依頼があったら、元、当時の副区長、その結果を報告して、当時の副区長、元区議Aに対応するからというような説明は一切受けていません。つまり、何を言いたいかということ、自分を通して元区議会議員Aに言うということは聞いていませんということ。直接やれというふうに聞いていた。そこは元区議会議員Aと同じ意見なんですね。でも指示はあったことは事実なんです。

そして、9番目のところに、当時の副区長から命令を受けた際、私が対応するようにと言われたので、そのまま契約課長も、元区議Aが直接契約課長に問合せをして回答していたのだと当時認識していました。つまり何かと言ったら、当時の副区長が指示をして、当時の契約課長が直接やっていたと思っていたということなんです。私を通してということは、認識していなかった。その後、警察での取調べを受けていく中で、契約課長に問合せをしていたとの、当時の副区長だったと知りました。つまり、それが、副区長が直接やっていたと。自分の代わりにやっていたということなんですよ。

つまり、ここの三つから分かることは、間違いなく指示は、ルートの仕方は違えども、同じように指示の中で動いていたということなんです。上司からの指示があったということなんです。というふうに刑事確定記録の供述調書から読み取れるというふうに私は感じているわけです。

そして、私は、だから、上司の指示があったかなかったかという点について、ここの様々な3人からの供述調書から見たときに、たとえルートは違ってても指示はしていたということは明々白々なんですよ。そこはそこで押さえましょう。

そしてまた、次のことなんですね。これが常態的になっていたかどうか。これは非常に問題なんですよ。2020年以前、あったかなかったかと、こういうことなんですね。

そうしたときに、S-22、S-22、ごめんなさいね。そういう急にS-22とかという話になったというんで、S-22。S-22のところ、そうね、当時の副区長の供述のところですね。ここが何と書いてあるかということ、平成30年4月に人事異動があり、契約課のある政策経営部行政管理担当部長として、元職員Bさんが、当時契約の後任について、次期、何だ、契約課長さんがそれぞれ就任することになりましたと書いてあるわけ。私はこれまでに話してきたように、元区議会議員Aとの良好な関係を築いてきており、人事異動後も引き続きその関係を継続すると考えている。ここで書いてある。

そこで何を言いたいかということ、実は平成30年4月に人事異動がある以前にやっていたということが書いてあるわけですよ。そこだけで2020年以前にやっていたということ。2018年ですから、30年は。そうすると、さっきの2020年からの内容があったかどうかは分からなかったと言っているけれども、調べれば一発で分かるはずなんですよ。まあここはいいですよ。

そして、もう一つ、常態化されていたか否かということ、S-15、ここがあり得ないことなんですね。それは何かと言ったら、その前に、S-15の前に、当然、検察が元区議会議員Aに対して、あなたは議員になって何年になりますかと言ったら、20年になりま

すと、こういうふうに答えている。その後、裁判長が公判の中でこう言っているんですね。供述調書の第1回公判調書として一体となっていますよという中に書いてある。これは何て書いてあるかと、裁判長ですよ、協力会の付き合いというのは、あなたが区議に初当選したぐらいからずっと続いているわけなんですかと質問しているんです。で、私はというのは、その元区議会議員が、私はもともと区議になったときに、ご近所の業者の方の社長からのご支援もありましたので、その方がその業者でありましたから、その当時から付き合いをしておりました。ちょっと何かよく意味が。ただ、そのときに、団体としてあったのかなかったのかという認識はしておりません。でも、下のほうに、協力会、民間団体だけれども、そういう内部の受注調整みたいな仕事をしているのは早い段階で分かったわけですよとまた聞かれているわけです。はい、それは早い段階では正直存じ上げませんでした。で、いつぐらいから分かったんですかと裁判長が言ったら、多分お付き合いをして5年、10年の期間ですと。そうすると、20年から引くと10年から15年前からやっていたということなんです。あったということなんですよ。

この二つから、それで、ここのことについては、傍聴にまで区は行っているはずなんですよ。となったら、今言いましたよね、事実が認められないと言いながら、最終報告書には2020年以前からなかったと言っていたと。これはおかしいんじゃないかということなんです。この2点、本当はもっと細かく、誰がこう言ったという話をやりたいですよ。だけど限られた時間でのごことです。この2点、この供述調書を基に、確定記録に書かれていること、そしてまた裁判の公判で書かれていること、この内容から見たときに、最終報告というのは違いがある、間違いがあると思うんですけれども、どういう見解なのかお答えください。

○村木政策経営部長 ただいまはやお委員のほうから、確定記録を見てということで、2点ご指摘を頂きました。

1点目については、ちょっとすみません。はやお委員は紙を見ているんですけど、私はちょっと紙がないので、スクロールして見ているんで……

○はやお委員 ごめんなさいね。

○村木政策経営部長 ちょっとうまく追えなかったんで申し訳ないんですけど、要はこの確定記録の中を見ると、元副区长も元議員も元部長も、元副区长の指示があったと。ただし、その指示の内容については3者の間での若干の相違があると。ただし、指示があったということについては共通しているので、これは事実だと、一つ目はそういう指摘でよろしいですね。

○はやお委員 そうだね。

○村木政策経営部長 というんですけど、その点につきましては、これはもう我々はずっとこの確定記録について見解を述べておりますが、我々としてはもう、確定記録というのはもう判決の基礎になったものだと。判決はこれを見て、その上で客観的な事実を判断したもので、この確定記録に記載されている事実、それが記載されているから客観的な事実だと、そういうふうには考えてございません。実際、取調べを受ければ、様々なプレッシャーの中でいろんなことを言ってくるし、いろんな思惑で皆さん警察とか検察の取調べに行っていると思います。その中で色々出てきたものについて、警察とか検察はほかのいろんな物証とか証言とか、そういったものを照らし合わせながら事実を見て、裁判所は

最終的にそういった出されたもの、それから弁護側から出されたもの、それを見た上で、事実としてこれが事実だというふうに確定していると思います。その裁判所の判決では、今、はやお委員がおっしゃったような副区長の関与は認めていないというふうに我々は考えてございます。（発言する者あり）

ここで何らかの指示命令があったといえ、例えば漠然と、そういった最低価格を言えとか入札情報を出せとか、そういう話ではなくて、漠然と、契約の課題について元議員から聞かれたら対応してやってくれとか、あるいは元議員が何か言っているかもしれないけどどうまくやってくれとか、そういったことだったかもしれません。その辺のところは我々には分からないですけど、ただ、いずれにしても、警察、検察はそれを違法な行為に関与したとは認めていなかったと、これが我々としてはそういうふうに認識してございます。

それから、2点目の、元区議が公判の中で、10年以上前——10年でしたっけ。（発言する者あり）5年から10年ぐらい前に管工事の業者さんとお付き合いがあったということを行っているということですけど、これもこれまでと同様で、そのように元区議の方はおっしゃっていましたが、その中で付き合いがどうだったかとか、そういったことについては、我々としては元区議と管工事の付き合いに対して、我々の行政の側から何らかの情報提供とかそういった協力があったと、そういうところまではこの裁判において確定されたものでもないし、また我々の調査でもそういった事実はなかった。なかったというよりも、確認できなかった。そういった事実を基に報告書を作っている。そういうことでございます。

○はやお委員 ここは議論をするところではないですよ、本当のことを言って。何かといたら、僕は法律家でも何でもありませんよ。で、いろいろな弁護士の方から、何というの、量刑のところの、結局は上司からの指示があったとはせよというところで来たときに、必ず弁護士で、もしそれを普通に読むんだったら、指示があったことは明確だと言うんですよ。でも、確認を取るために、何びとも確認の取れる刑事確定記録を読んで確認を取ってくれと。刑事確定記録を、今、非常に無礼千万な答弁だと思いますよ。刑事確定記録というのは、やっぱり自分のことなるから、確かに不利になるようなことって言いにくいわけですよ。でも、それでもここまで言っているんです。それでも。

つまり何かといたら、もっとかもしれないですよ。でも、それを言っている、不利になることについては言っていないとしても、ここのことは言っていることは、最低限のところは確保されているということなんですよ。そこは、まず一つは、刑事確定記録に対する認識が全く違うということですよ。

それと、平成30年ということからしたときに、結局は時効になるんですよ。私に言ってこいと言ったけど、私に言ってこなかったから、私は知らなかったというふうに、当時の副区長は言っているわけです。知らないわけがないんです。これだけ100億もの大きな工事が、もしそう言ったら、何か、どうだ平気かと聞くのが普通ですよ。それをしていないんですから。でも、刑事罰と行政での処分というのは、行政罰と言うとちょっと大きいかもしれないけれども、行政罰は時効がないんですよ。そういうことからしたときに、今、部長の説明は、刑事罰がなかったから、だから問題ないという論理は成り立たないんですよ。お答えいただきたい。

○永田委員 今、無礼千万な答弁とありましたけども、問題発言だと思いますので一旦整

理してください。

○はやお委員 いいよ、どうぞ、どうぞ。いいよ、整理して。

○永田委員 無礼千万な答弁というのはどういう答弁。何か無礼千万な答弁はありましたか。

○小野委員 今……

○はやお委員 俺はそういうふうに受け取った。

○小野委員長 今の無礼千万な答弁というところは、それは刑事……

○永田委員 解釈が違っただけで無礼千万な答弁になれば、全部無礼千万な答弁になるんです。

○小野委員長 いえ、それはそうではないですよ。

○永田委員 いや、そうでしょ。

○小野委員長 ああ、そう、そう。今のはやお委員のご意見というのは、（発言する者あり）無礼千万というのは、それは刑事確定記録の解釈に対する無礼千万ということを行っているんですね。

○はやお委員 解釈に対して……

○永田委員 ……の答弁を聞いていて……

○小野委員長 うん。ただ、その無礼千万というのも含めて、今は刑事確定記録をどのような、いわゆる判決が最終的に出ていますよねと、そこも含めた上での判決というふうに捉えているからということで、別に、えーと、何だろうな、刑事確定記録というところに対して何かすごく否定的というわけではないと思うんです。ただ、刑事確定記録は……（発言する者あり）うん。

○村木政策経営部長 今、休憩でいいですか。

○小野委員長 一旦休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時35分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 私はね、いいですか。

○小野委員長 はい。

○はやお委員 無礼千万ということについては、私に対してじゃないんです。ここの刑事確定記録、もしそれを、私が個人的なところという話に感じたということに関しては訂正します。でも、ここのところからしたら、刑事確定記録というものの、かなり信憑性の高いものに対する考え方ということが重要じゃないかという意味での質問でした。

以上です。

○小野委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 あの……

○小野委員長 失礼しました。政策経営部長。

○はやお委員 答弁、答弁。

○村木政策経営部長 ただいまのご質問、刑事確定記録に対する認識というご質問という

ふうにご理解いたしました。これについては、先ほども申しあげましたように、裁判の資料となっているものというふうな認識でございます。その刑事確定記録に書かれていることが、それが客観的の真実かどうか、これはあくまでも裁判所が判断するものであって、確かに刑事確定記録に残っているということは、証拠能力があるということで、その意味ではほかのものよりも優位かと思えますけど、それは証拠力があるということはイコールではない。証拠力、これについてはあくまでも裁判官が判決において判断するものですので、我々としてはもうその判断に従うしかない。そういう認識で今回の報告書をまとめた。そういったことでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 ここ、テーマが二つというふうに言われて、以前からあったかなかったかということと、上司からの指示命令というところの、1点目の以前からあったかなかったかということに関して、先ほど部長のほうもおっしゃっていましたが、これで見ていると、本当に間に合わないんですね。検索をかけられればいいんだけど、ちょっとそういうふうになっていないので、非常にやりづらいところをはやおさんはやられているのかなというふうに思ったんですけど。

S-27ページ、S-27ページのところなんですけれども、最後のほうに行って、「また、私は」の後のところなんですけれども、平成27年に、ちょっと飛ばして、管工事の案件の入札参加業者数を教えてほしいとお願いされ、役人から入手した入札参加業者数を教えたことがありました。少しずつ飛ばしますね。私はこれまで彼に入札参加業者数を漏えいしたことがあったこと、また自分の中で小規模案件なら教えて大丈夫だよなと安易に考えてしまったことから、こうしたお願いを聞き入れ、そうした聞き出しをして、パーティー券の購入や各種選挙の動員のお願いとか、それから領収書のつけ回しをお願いするようになったということが書かれているということは、これは事実なので、このところは事実として、時効か何かというのはともかくとして、もう既に、遅くとも平成27年からはそうしたことが常態化していたということは分かるんじゃないかなと。2020年というのは令和2年のことですよね。そうすると、そうですね、ここで元行政管理担当部長が命令があった年というのが平成30年ですから、少なくともここの中で分かるだけでも、3年ぐらい前からこうしたことがあったということは、認識を同じくできる部分んじゃないかなというふうに思いました。これは部長のほうの認識を聞くよりも、そういうことなのかなということだと思っただけです。一つ一つ、事実の棚卸しとして。

○小野委員長 それは、共有をしたいという、そういう意図でですかね。

○小枝委員 そう。はい。

○小野委員長 はい。

これは特に答弁することではないですかね。（発言する者あり）答弁されますか、何か。

○村木政策経営部長 ただいま小枝委員のほうから、これは誰だ。嶋——あ、嶋じゃない。

○小野委員長 Sです。元区議。

○村木政策経営部長 元区議の供述についてご指摘がございました。この元区議の供述がありませんが、私どものこのこちらの確定調書についての認識は先ほど申し上げたとおりであって、これはあくまでも当事者がそう言ったということで、これに対してどういうふうに判断していくかと、それはもう、裁判官の判断に我々従うと。それゆえ、この個々の

記述についてあれこれ解釈を加えながらやっていくという、それについては、それによって我々としては事実には到達できると、そのようには考えていないところでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 答弁されてしまったので、それに関してはちょっと路線がずれるんですけども、専門家、いろいろ聞くと、特に判決の中に書かれている、上司からの指示命令があったとはいえという量刑理由のところの記述というのは、犯罪事実に至ったものについては当然犯罪として確定されたものなんですけれども、犯罪に至らない事実認定がされたものしかそこには載らないというのが、司法に聞けば10人中10人がそう答えています。なので、今回の報告書の時系列を考えれば、たしか7月30日とかだったと思うんですけども、既に判決が出て、1か月ぐらいたっている中で報告書をまとめた。しかも、司法の弁護士の方がそれを読んでいながら、そういう事実、ここに犯罪事実と書いてあるなら別ですけども、その認める事実がなかったというふうに書くのは、司法の世界からすれば、相当この報告書と判決の量刑理由との関係で言うと、もう専門家からすると、事実と相当違うだろうという指摘なんです。

部長も私も司法の専門家ではないので、そのところは以前やり取りをしていると思いますので、重要なことになるので、時系列的に重要なことになるので、区が相談された弁護士が本当に量刑理由に書かれていることをもってしても事実がなかったというふうに判断されたかどうかというのは、しっかりと記名入りでの報告をされないと、今さえ逃れて後でまた問題になるということになるのはよくないと思うので、ぜひそこはめり張りをつけるためにもやっていただきたい。

○小野委員長 これ、答弁されますか。

○村木政策経営部長 いいですか。

○小野委員長 はい。政策経営部長。

○村木政策経営部長 ちょっと、今、小枝委員のほうから、判決における上司からの指示命令や、共犯者からの、区議からの依頼があって、断りづらい状況にあったとはいえ、というこのフレーズについては、犯罪への関与を認めたものではないけど、それに至る事実を認めたものであると、そういったご認識が一般的であると、そのようなご説明がありました。が、我々が確認したところでは、確認というのは専門家に確認したところでは、この「とはいえ」という、裁判がこういう表現を使うときには、そういったことを被告人が言っているけど、まあそれは考慮に値しませんねということで、その後続いているように、その経緯、動機に大きくしんしゃくすべき事情はないというふうに続いているわけなんです。

今、小枝委員が言ったように、上司からの指示命令、これが犯罪に至らないものだとしても、当事者にとって非常に、当事者が、被告人が犯罪を犯すに当たって非常に重要な動機の一部となっているとか、そういった認定をしたのであれば、それがしんしゃくすべき事情はないなどと言って否定されるということ、これはないと思います。それに、もしそういった重要なものであるならば、これも再三指摘しているように、ここに書かれるのではなくて、その次の被告人の情状を酌量する、こちらのパラグラフに書かれるのが一般的だと思いますので、必ずしも小枝委員の言うような考え方、そういった考え方が正しいというふうには我々は考えていないところでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 ここでこのやり取りをしてしまうと、結局そこは観念論になるので、なので、お願いをしたのは、しっかりと区が、しかるべき法律家のお名前をもって、その考え方が本当に世の中に恥じない話だよと。上司からの指示命令があったという事実があったとしても、なおやはり有罪だよという考え方はあるわけですよ。だから、それをもってイコール犯罪に至らない事実までなかったというふうに考える司法の専門家は、ほぼ皆無であろうというふうに言われているんですね。我々がここで観念論をやっても仕方がないので、しっかりと名前入りでそのことは確認をしていただきたい。犯罪事実がなかったというふうな実は解釈なんですと言うのであれば、それは説明に1点なるのかなというふうには思いますけど。

○村木政策経営部長 ただいまの小枝委員のご質問といたしますかご意見なんですけど、我々としても、この、先ほども言ったように、全く上司から何にもそういうものはなかったとか、そういうことは考えていないのであって、さっきも言ったように曖昧な、例えば元区議さんとうまくやっておいてくれよみたいな、そういった曖昧なことがあった。そういうことはあったかもしれないというふうには考えてございます。それもありまして、報告書の中では、管理監督責任はともかくと、そういった表現でまとめられているところでございます。

それから、小枝委員は、小枝委員の解釈は、10人の専門家が必ずそう言うということではございましたら、むしろの小枝委員のほうから、しかるべき方がそう言っているという、そういったことを証明するものをお出しになるのが適切かというふうに考えてございます。

○小枝委員 ご提案いただきましたので、こちらのほうに提出をさせていただけたらなというふうに思います。（発言する者あり）はい。

○小野委員長 今の件について……

○小枝委員 そうですね。

○小野委員長 何らか……

○小枝委員 判決に書かれている量刑理由のところの記述との法的解釈について、それを出させていただきます。

○小野委員長 それを出す。今、出してくださいということでリクエストがありましたからね。（発言する者多数あり）

はやお委員。

○はやお委員 たしか、このところについての議論を、以前、前期のときもしたと思います。野々上弁護士並びに中村弁護士のほうに確認してくれよと言ったときに同等の話をしたんですが、そこは確認を取っているということで私は認識していたんですけど、それでいいのかどうか、もう一度答弁ください。

ですから、もし、それが違うというんだったら、悪いですけど、小枝さんのほうに対して見解を書面でもらうということになれば、当然のごとく、野々上弁護士並びに中村弁護士からも、書面において、その見解を出していただかなくてはいけなくなるということになりますよ。それをちょっとお答えください。

○小野委員長 それもこの報告書……

○はやお委員 たしか、前、口頭で答えたような気がするんだよ。

○小枝委員 はっきりと答えていないのよ。答えた。

○はやお委員 いや、何か答えたような気がする。だから、それに対して……

○村木政策経営部長 あ、すみません。（発言する者あり）

○小野委員長 じゃあ、一旦休憩させてください。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

○小野委員長 委員会を再開します。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 ただいまのはやお委員のご質問についてですけど、こちらとしては専門の弁護士に確認しているところでございます。それから、先ほど小枝委員に対する答弁で、ちょっと私のほうから不適切な発言がございましたので、それは訂正させていただきます。こういった資料を扱うかにつきましては、議事運営に係ることですので、委員長のご判断にお任せしたいと思っております。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 全く失礼じゃなくてですね、（発言する者あり）むしろ前向きで、ありがとうございますんですよ。

その専門家というのは、何ですかね、野々上弁護士と中村弁護士に確認をしているということで間違いないですか。（発言する者多数あり）

○村木政策経営部長 言っているのかな。ちょっと弁護士さんの承認を得なければならない、ここで答えていいかはちょっと分からないんで、（発言する者あり）ただ、専門の方に確認しているということは事実でございます。

○小枝委員 それじゃあ、ほら、言っていないんだよ。

○はやお委員 野々上さんに確認……

○小枝委員 うん。言っていないんだよ。

○はやお委員 そこは確認を取らないと。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 あの——いいですか。

○小枝委員 今のところ……

○小野委員長 今のこの関連。（「終わってから」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 今のところ……

○白川委員 まだやるということ。

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 そこは確認を取って、この間も同じことを言っているんですけど、確認を取って、答弁をもう一回していただきたいと思っております。

○小野委員長 はい。では、それは確認をしていただくということで。

白川委員。（発言する者あり）ああ、失礼。政策経営部長。

○村木政策経営部長 確認させていただきます。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 これは、私、ちょっと知らないことがたくさんあって、びっくりしました。

一つは、この元部長は事務局長のときにこの漏えい事件を起こしたというのは、これは事

実ですか。要するに、その情報に関わる部署にいたときではなく、そうでなくて、事務局長のときにやったということですか。（発言する者多数あり）

○小野委員長 それは、契約課にいたときではなくて、事務局に異動してからもということを確認したいということですか。

○白川委員 なくて、局長に。そうですね。そうです。

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 今回、議会のほうで確認していただいた資料に判決文がありますので、それを見れば、今、白川委員の言ったとおりであるということが分かると思います。

○はやお委員 ちょっと訂正。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 違うんですよ。当時の副区長が、結局は元職員Bの行管担当部長になっていて、様々ちょっと次期契約課長についてのいろいろあったから、つまり、担当の部長のときに契約の件をスタートしているんです。

○小野委員長 スタートはですね。

○はやお委員 スタートはしている。（発言する者あり）それで、さらに、さらに、ずっと、便宜上、どういう関係だか知りませんよ、議会事務局のときもやっていたという、ずっと継続化していたということで、担当部長のときからがスタートだということ。

○小野委員長 担当部長からがスタートで……

○はやお委員 そうだよ。そういうことを聞いている。そうだよ。

○小野委員長 部署を事務局に異動してからも続いていたという、そういうことでよろしいですね。（発言する者あり）

政策経営部長。

○村木政策経営部長 今回、裁判になった案件につきましては、案件の例えば契約締結請求とか、そういった手続はこの元部長が契約担当の部長だったときから進んでいますけど、実際の情報漏えい行為が行われたのは、全て区議会事務局長に異動した後でございます。

○小野委員長 はい。ということで、ここは、白川——永田委員。

○永田委員 元副区長からの指示があったか、ないかも含めて、中身については一番争点になっていると思うんですけども、この元部長の判決文の一部を引用すると、「上司からの指示命令、区議からの依頼があったとはいえ、酌量すべき事情はない」という、非常に心証が悪いと思われる判決文でした。

これはなぜかと。私も元副区長を擁護しようと思わないし、なぜ有罪じゃないのかと、これを読んで思いました。でも、何で元部長だけ。元副区長は全く罪に問われない。それで、元部長は酌量すべき事情はないということなのかということを読んでいくと、確定記録を読んでいくと、元部長は前区長からの評価が低く、人事面で期待できない。情報提供によって、見返りとして、元区議から教育長への推薦依頼をした。しかし、元区議は、元部長は教育長の器ではないということ。推薦をしてくれないから、怒りを感じ、自分も裁きを受け、元区議に制裁、刑事罰を受けさせたいと感じたと。そこの部分だと思うんですね、利害関係があって。ただ、正義感で情報提供したわけではなくて、人事面での優遇を元区議に求めて情報提供をし続けていた。それは自分の判断で。それによって、裁判官が酌量すべき事情はないというふうに、最後、非常に厳しい判決、懲役1年6か月、執行猶

予3年。元区議と大して変わらない判決が出たということに、通常であれば、多分、当初は、ほかの事例を見ると、不起訴になるだろうと踏んでいたんでしょけども、結果的に、この間、テレビ東京でやっていましたけど、最後に、やはり自分の、教育長になりたいから情報提供していたんだろうと言われていましたよね、元副区長から。それは事実だということが分かって、となると、それでもやはり元副区長が指示をしていたということは事実であって、元部長だけ罪に問われるのは、うーん、まあ、どうなのかなとも思うんですけども、やはりこの部分なんですよね。自分の処遇を不満に思っていた。公務員であるにもかかわらず、元区長に対して不満を持っていたと。それを利用して情報を提供させようとしていた人もいたということも書いてあるわけですよ。その点について——どう聞けばいいのかな。（発言する者多数あり）そういうね、そういう職員がいたということについて、どういうふうに見解を持って。

あと、（発言する者あり）あと、じゃあ、もう一つ言いますよ。（発言する者多数あり）そうしたら、退職金返還請求に対して、本来はね、全額請求すべきだというのが本来だと思うんですけども、今回はそうではないようですが、それはなぜでしょうか。

○小野委員長 はい。退職金のことは、本来は企画になることではあると思うんですけども、そもそもね。なんですけれども、ちょっと今回こういう流れになったので、可能な範囲で結構です。例えば、たしか、以前、条例の改正があったときに、小枝委員からもその辺りについて、これは議運でも質疑があったと思うんですけども、その辺のところで、途中で若干条例の改正が入ったものの、これが元部長の在職期間中にこれがあった場合はどうなのかとか、また、退職した後、本来であればどうなのかとか、今、全額ではないかというのもあったんですけど、その辺りのところも含めて、ちょっとご答弁をお願いできますか。

すみません。ちょっとこの所管では、ここではないんでしょうけど。

○佐藤総務課長 まず、永田委員のご質問の前段の部分についてご答弁申し上げます。

確定記録を拝見しまして、元副区長や元部長が議会対応に苦慮して様々なやり取りを行っていたということは、具体的に確認できたところでございます。議会対応に苦慮するという状況の中で、対応を重ねる経過において、公私や善悪の線引きの基準が曖昧になってしまいまして、こういった事件につながってきたのではないかなというふうに今感じているところでございます。

そういった点はございますけれども、それについて、先ほど部長もご答弁申し上げましたとおり、行政といたしましては、根拠のある事務を行う必要があります。憶測や未確認の事実に基づいて事務を行うことはできませんので、今回の報告書や調査に関しましては、可能な限り誠実に担当の所管といたしまして対応してきたところでございますし、手続について様々なご指摘も頂いてきたところではございますが、ご指摘いただくほど不誠実な対応はしておりませんので、（発言する者あり）その点をご理解いただければと思います。

○小野委員長 行政管理担当部長。

○御郷行政管理担当部長 退職金の返納命令の件のご質問ですけども、千代田区の職員の退職手当に関する条例の第19条に基づきまして、拘禁刑以上の判決が確定した場合につきまして、退職金の返納を求めるといった形でございます。その中で、現職の者と退職した後の者の差というのがありまして、それを情状するところの部分につきましては、第1

9条で掲げております生計の状況を勘案するといったところの部分が、退職後の者に対して情状する部分の項目となっております。

なお、現役で、もし在職中に同様の犯罪行為が発覚いたしまして、拘禁刑以上の判決が確定した場合には、地方公務員法の第28条第4項に基づきまして、自動失職になります。となりますと、そのまま退職金は全額支給されないといった状況でございます。

以上です。

○小野委員長 はい。ここはよろしいでしょうか。

白川委員。

○白川委員 私も同じような疑問を持ちながら、これを読みまして、要するに、指示があったか、なかったかというのをきちんと見極めたいと思って読みました。それで、副区長からのかなり際どいといいますか、グレーな指示というのは確かにあったんだというふうに認識しました。ただし、この指示というのが成立する場合は、私もそれがきっかけになった可能性はあるなとちょっと頭にかすめたんですが、通常、指示って——これは今質問です。指示というのは、受けたら、その報告、要するに何をやったか、自分がそれをやりましたということを多分戻さなきゃいけないもんだと思うんですね。その記述というのは全くなくて、もう後半は自律的にもうどんどんどんどん情報を漏らしていくと。それも事務局長になってから漏らしているというので、要するに、これ、指示というのは、通常は報告まであるものではないですか。要するに、公務員の一般的なルールとして教えてください。

○小野委員長 ああ。それは仕事の進め方というところで、指示があったら、いわゆる報連相があってしかるべきじゃないかという、そういう観点ということですか。

○白川委員 そう。報連相ね。そうです。

○小野委員長 総務課長。

○佐藤総務課長 ご指摘のとおり、よく報連相というふうに言われますけれども、指示を受けましたら、それに対してどのような対応すればよいかを確認して、それを実行しましたら行いましたという報告をするのが一般的でございます。ましてや、少しリスクがあると感じた場合には、ちょっと私の個人の感覚ではございますけれども、余計、上司と共有をしておきたいという気持ちになろうかと思えます。

○小野委員長 はい。これはよろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 前は、委員会でそのところはと言われたんですけども、どうも解禁されたようなので、（発言する者あり）言わせていただきますと、このところは、まず、指示命令の話、最初にはやおさんのほうから読み上げられたところの部分を含めて、具体的な指示が、包括的な指示というんですかね、あったというのは、多分読んだ人はみんなそうなんだろうと。包括的な指示はあった。平成30年の4月の異動後、2日か3日ぐらいですよね。内線電話にあって、それで副区長室に呼び出されて、今度の担当課長は融通が利かないから、こういう契約に関する情報があったら教えてくれと、やってくれということは、自分のほうから指示をした。そのところの役所というか、一つの行政機構としての考え方なんですけれども、これは、刑事裁判における事実認定は、法と証拠に基づいて行われるものなんですけれども、個別具体的なもの、区のほうは、これについて、個別具体的

な指示があったとまでは認められないという立場なんですよ。うん、うんと言っていますね。これは、この趣旨は包括的な指示までは否定していないということなんですよ。個別具体的な指示はないけれども、包括的な指示があったという場合、指揮命令関係が明確な行政とか官僚の機構において、この包括的な指示であっても、上からの指示命令という事実認定となるというのが、これは一つの司法の考え方というふうに言われております。それは参考のために申し上げておきます。

今日の論点である確定記録に関してちょっと触れさせていただくと、私は、このことに関して、非常にここが重要だなと思ったのは、Y-22のところ、とっても仲よく親しいのかと思いきや、そうではなくて、平成30年4月、行政管理担当部長になったときに、副区長からS案件の依頼指示をされ、よりによって、この方かという思いを持った。監査委員会での出来事や、それから、いろいろ叱咤されたということがあって、仮に、元副区長からのお願い事を拒絶すれば、餓鬼大将におびえるような日々を過ごしてきたこれまでの経験から、どのような仕打ちが待っているかは火を見るより明らかな状況であった。私に副区長のお願い事を拒絶する選択肢はないに等しかった。特に、政策経営部は元区議が当時委員を務めていた委員会の所管部で、人事にも大きな影響を持っているということで、このお願い事を断る勇気がなかったということ、そして、お願いがあった年の少し数か月後にここに書いてありますけど、「〇〇だけど、今度からおまえに頼むことになったんだよ」というふうに言われて、その後、さっきの区議会事務局長になった後もという話なんだけれども、そのときには、もう後任の——ちょっとこの、全部また読み上げるとあれなんで、次の行政管理担当部長の申し送り事項の中に、S案件をしっかりと業務として書いている。つまり、もう自分には来ない——多分、読んだ方はみんな読んだと思うんですけど、自分にはもう来ないだろうというふうに思っていたんだけど、「おう」というような感じで、また来たというのが。

で、ここで少し私が感じたのは、これはやっぱり人間としての、何というか、尊厳の問題、それから、後でどこかに呼び出されて、ビールをつがれる場面があるんだけど、そうすると、それってドメスティックバイオレンスのような感じで、非常に苦しいところだなというふうに思いました。それで、一つ改革事項として申し上げると、私は指示命令があったとする立場ではあるけれども、議員との関係性で言うと、先ほど反問権はないのにと言いましたけれども、やっぱり、こういう内容からすると、議会改革をしっかりと、議会基本条例をつくって、反問権も位置づけていくなど、対等、平等な位置づけというものを、風通しのいい職場にしていってほしいということは、この中から私は切望するところですよ。

ちょっと白川さんのまねをすると、どこの何ページと言わなくてもいいんだなと思ったので、もう追いかけて切れなくなってきたので、そういう元部長本人は正直に書いていてもいるけれども、お辞めになったのが令和3年の3月だったかなと思うんですけども、このやり取りをしたのは令和3年の辞める直前なんですよ。つまり、もう辞めるって、千代田区役所を辞めるって、もうこんなつらいところはいられないというふうに決めた後に、ほかのページに書いてありますけれども、S議員様の、何というんですかね、元区議の人事みたいなことが言われたことに刺激を受けて、LINEでそういう軽口をたたいたということなんですよ。それって、1回なんですよ。

私が区に違和感を持ったのは、区は事実確認を実はしていないんじゃないかというふうに思ったんです。事実確認していないのに、ホームページに文書まで出しちゃった。何でかという、ホームページの中に、こういう、私を、何でしょう、教育長にしてくださいとメールまで送ったと書いてあるんだけど、メールを送った事実は全くないんですね。しかも、何度もやり取りしている中のたった1回。先ほどの法廷のやり取りをこちらのほうで反論させてもらえば、ほかの書かれていることについては、事実じゃない、認めていないというのに、全く法廷で裁判官からもというか、法廷の中での公判がありましたけれども、公判の中で、そんな教育長にしてくれということがあったんですかと。いや、ありましたなんていう話もどこにも載っていないんですよ、それについては。だけれども、本人が心の中の内心をつぶやいた部分だけを書き取って、LINEなのにメールというふうを書く、しかも何度もやっている、確信的にやっている、しつこく聞いているみたいに書くのは、本当に誰彼を悪者にしないといけないという、もうある筋書の中にはまり込んでしまっているということを、私は確信を持ちました。そういう公平性を失することは千代田区としてはあってはならないということを指摘させていただきます。

○小野委員長 はい。ご指摘を今頂きました。（発言する者あり）というところに対して、何かございますか。

○村木政策経営部長 ただいま小枝委員のほうから元部長のことについて、いろいろお話がありました。私も、元同僚として、擁護してくださっているのは非常にありがたいと思っています。ただ、事実としてなんですけど、元部長が教育長に推薦してほしいと元区議に言ったということは、これは報告書のほうにも実は出ていまして、それは弁護士のヒアリングの中でご本人がそのように言っていたということなんです。なので、ヒアリングで聞いたことだったので、ちょっとメールとかLINEとか、手段については、若干そごが、今回、確定記録を見て、そごがあるなというふうに認識したところでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこは、そういうことで、事実確認がずさんだということ、事実認定をしつかりとやっていない。弁護士のほうがそういう報告書を出しているとしたら、弁護士のほうも見ていないんじゃないか。なぜそう思ったかということ、大体、個人情報だから、LINEに何を書いてやり取りしているかなんていうのは、普通は知らないわけなのに、指示命令を出した副区長はご存じだったということは、個人情報を風評的に流している、意図的に流しているんじゃないかというふうな印象を持った次第です。そうでないならば、そうでないという答弁を頂ければと思います。

○村木政策経営部長 風評的に流すというか、我々としてはそういったことを流しているという認識はございませんし、また、元副区長がそういった元部長の行為についてどういう経緯で知ったのかについては、我々も認識していませんが、それは、元、何だっけ、元部長から直接聞いたとか、あるいは依頼をされた元議員から聞いたとか、そういった事実はあったかもしれません。そういったところから知ったのではないかというふうに推測しているところでございます。

○小野委員長 まあ、推測ですね。

小枝委員。

○小枝委員 このSNSの中の情報というのは、捜査令状がなければ見えない、極めてセ

ンシティブな情報ですので、それがもう既に役所にいない方のところに伝わっているということは、そういう疑いを持たれるということと、メールでないのにメールと書いていることについては、これはやっぱり一事が万事になってしまうから、修正するなど、しっかりやる必要があるんじゃないですか。（発言する者あり）テレビ東京の千代田区官製談合防止法違反事件の番組に対する区の見解というところの事実誤認……

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 それがメールであったかLINEであったかということが、これがどのような今回の事実認定に影響を及ぼすかというのは、ちょっと私は理解できないところなんですけど、我々としては、今回のホームページの記載は、先ほど申し上げたように、この報告書、これに基づいて実施したということでございます。この確定記録によって知り得た事実というのは、ここの委員会限りというふうに聞いてございますので、もちろん区長も副長も知りませんし、広報課長も知らないの、それを基に、我々のほうからこういったふうに訂正してくださいというのは、なかなか言っているのかどうなのかも、ちょっと判断つきかねるところでございます。

それから、小枝委員は、先ほどLINEの情報というのはなかなか知り得ないものなのに知っているというのは、我々のほうから情報を漏らしているようなことを申し上げましたが、ちょっと先ほど伝わらなかったかもしれませんが、仮に、仮にですね、元副区長がその事実を知っていたとすれば、元副区長は元部長から退職のときに当然相談を受けるわけで、いろいろ話を聞くとしますし、それから、小枝委員の意見を借りれば、元副区長と元区議はいろいろとやり取りをしていたということなので、そこから知った可能性もあると思います。ですから、どういった経緯で知ったかというのは、私ども分かりませんが、ただ、我々のほうからこういった事実があるよと伝えたと、そういう事実はありません。

○永田委員 関連。

○小野委員長 はい。永田委員。

○永田委員 今のやり取りの中で、元部長が、この刑事確定記録の中にあるのは、富士見出張所長のときから、かなり元議員から、かなりいろんな、駐車場を取れとか何か予約しろとか、圧力をかけられて、精神的に追い込まれていたというふうには書いてあるんですけど、私の経験というか、目の前で見ていて、うーん、職員のほうから、何か御用聞きのように、何かあったら言ってくださいね、何でも言ってくださいと言われていて、元議員に。私は見ていて、何でこの人ばっか特別扱いされるんだと思って、非常に何かこう、疑問に感じていたんですよね。だから、そういう体質がこの元部長にはもともとあったんじゃないかと思うんです。ただ、こういう供述の中では、自分を擁護しようとして、悪いことばかり言う。確かに事実かもしれないけども、そういった、お互いに利害関係もあったわけだし、当時、議会で中心的な人物であった元議員に対して、配慮して自分も何か得をしようというような意図があったように私は見ていて、確定記録じゃなくて、見ていて、そう思ったんです、まだ1期、2期だったから。

それで、事務局長になった後も、何かこの人は信用できないなと思っていたのも、そういうのが見えたからなんです。一部の議員に対して特別扱いするような態度を取っていたというのが、私は見ていて、私自身は距離を取っていたというんですけども、庁内では、

元部長に対して、そういったような評価というか、動きというか、そういうのはどうなんでしょうか、そういう評価について。（「それは答えられないんじゃない」と呼ぶ者あり）  
○小野委員長 ちょっと言いにくいかもしれない。

政策経営部長。（発言する者あり）

○村木政策経営部長 なかなか答えにくい問題ですけど、私、個人的なことになりますけど、この元部長と管理職をやっている期間はほぼほぼ重なっておりますので、大体同じような——同じような、って失礼だね、大体、議員の方々との、同じ時期の議員さんたちとお付き合いしてきたことになりますけど、私の場合は、あまり、何ですか、議員さんと親しくなったりだとか、あんまり、どちらかという、もともと人と親しくなるのが苦手なので、そういうことをあんまりしないんです。（発言する者多数あり）しないんですけど、特にこの元部長は出張所長などを経験されていまして、出張所を経験すると、やっぱりその地区の議員さんとはいろいろと付き合いが出てくるのかなというようなことは聞いております。そのほかにも、例えば、議会の事務局長になると、ちょっと私はやったことがないんで分からないんですけど、議会の事務局長として、様々な調整とかが必要であったのかなというふうには思います。

ただ、どの議員さんとどういうふうに付き合うかというのは、やっぱり職員の個人的な面もかなり大きいので、今回のこの事件を受けて、我々としてはそういったことがないように、議員さんと何かお話ししたときは必ず報告書で上司に報告するようという、そういったことを今運用としてやっているわけなので、確かに議員さんとのお付き合いというのはなかなか難しいところがありますけど、我々としては別に、何ですか、敵対関係とは思っていないですし、単に私がちょっと人付き合いが苦手なだけなんで、そういうのは思っていないんで、その中で、何ですか、議会のこういった委員会とか、そういったところできちんと議論ができる関係、そういったものを築いていければいいのかなというふうには考えております。

○小野委員長 はい。

ほか、よろしいでしょうか。大坂委員。

○大坂委員 先ほどからいろいろと議論がある中で、永田委員の言っていることがもっともだなというところもたくさんありまして。やはり、この事件というのは、そもそも有罪になった2人が一番悪いんだよということ以上でもないし、以下でもないというのが事実だと思います。ただ、ここまで議論してきたというのは、この報告書の中で1点だけ、上司の関わりの部分、ここが裁判の中で発言されたことと若干違うんじゃないのかなという違和感からいろいろと調べてきたつもりでいます。

最後、ちょっと2点ほど確認させていただきたいんですけども、今日のやり取りの中でいろいろと議論があって、この報告書の4ページ一番最初にはやお委員から言ったところですね。

○小野委員長 これは……

○大坂委員 本件事件に、（発言する者あり）いや、報告書のほう。

○小野委員長 ではなくて。

○大坂委員 報告書のほう。報告書のほうの……

○小野委員長 これは執行機関側の報告書ですね。

○大坂委員 はい。4ページの本件事件に同副区長が具体的に関与したと認める事実を確認できなかったというふうになっています。先ほど政経部長からも答弁がいろいろあった中で、直接関わりは、指示はなかったかもしれないけれども、もしかしたら、それにつながるような何らかの指示があったのかもしれないというようなニュアンスの発言があったように感じるんですけども、もちろん、この本件というのは、今回この立件された事件になるわけで、それ以前のものも含めたと考えたときに、副区長が何らかの指示ないし何らかの行動をされていた可能性はあるなというふうな今の段階では認識をされているということでしょうか。

○村木政策経営部長 同じ報告書の13ページにもございますけど、元職員らによる漏えいの過程に当時の副区長が具体的に関与したと認める事実は確認できず、監督上の責任の有無はともかく、秘密情報の漏えいに関与したとまでは認められないと判断したという、この見解は今も変わってございませんで、先ほど申し上げたように、ちょっと部下に誤解させるような形で指示をしたとか、そういった監督上の責任というのは、これはあったかどうかというのは――これは全くなかったとは完全に否定できるものではないということ、我々は、元副区長に対しても、既に退職しておりましたので、処分とかはできなかったんですけど、相当分の給与の返還請求を求めて返してもらっているという事実はあります。

○大坂委員 ありがとうございます。これから先、さらに元副区長を処分してほしいとか、そういう話じゃなくて、どういう認識なのかという確認なんです。

もう一点が、先ほど小枝委員からもあったように、S報告書のほうの27ページでしたっけ。平成27年頃に入札参加数を教えていたというところがありました。もう一つが、これもSかな。22ページの1行目のところですかね。ここにも、予定価格じゃないや、あ、予定価格か。予定価格を教えていたという供述があるかと思います。こういったところを踏まえて、先ほど冒頭で課長のほうから、2020年以前のは把握できなかったという答弁がありましたけれども、改めて2020年以前のことについて再調査を行うという考えはあるのかどうか。その点だけ確認させてください。

○村木政策経営部長 私どもとしては、これ以前のものについて改めて調査をするとか、そういうことは考えていないところでございます。既に書類の中にはもう廃棄されたものもございますし、関係者の証言についても、人によっても違うところもあるし、記憶もかなり曖昧になっているところもある。そういった中で、これが真実だというものを見つけるというのはなかなか難しいところだと思いますので、我々としては、この報告書で一区切りをつけて、そこに示された再発防止策、これを着実に実行させていくことが今一番求められているところだと考えてございます。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

えごし委員。

○えごし委員 これまで様々な意見もありまして、また、令和6年からスタートしてきたこの再発防止特別委員会ですけれども、論点チェックリストを確認しても、様々な方向から皆様議論をしてこられて、今、最後残っているのがこの報告書とのそごがあるんじゃないかという点で、今、上司からの指示があったかどうかという話はされていましたが、これも、これも、私も初めから解釈の違いなんじゃないかという話ですっとしていました。私

としては、先ほど大坂委員からの質問もありましたけれども、この報告書のほうには、様々、元副区長と元職員Bと元区議、その間での問合せがあれば対応するようにとの趣旨が伝えられたとか、そういう話はあったけれども、これは弁護士によるヒアリングの調査結果ですけど、様々精査した結果、具体的に関与したと認める事実、そういう証拠というのは確認できなかったということがまず一つここに書かれている。だから、上司から指示があった、なかった、これは先ほどからも答弁いただいていますけど、あったか、なかったかというよりは、その事実、具体的に関与したと認める事実というのは確認できなかったということを書いていただいている、そういうところでよろしいでしょうか。

○村木政策経営部長 まさに、今、えごし委員のご指摘のとおりで、客観的に存在したかどうかということとは分かりませんが、我々としては確認ができなかったという、方法は尽くしましたが、確認はできなかった。そういうことでございます。

○えごし委員 私も、そういうふうにこれを読んだときに解釈をいたしました。その上で、供述調書を私も実際に見に行かせていただきましたけれども、もちろん元区議また元部長からも様々こういう話があったよというのも書いていました。その中で、また元副区長のほうからは、でも、これはY-16とかですかね、Y-16の下にも書いてありますけれども、今回のことに関しては、この事件に関しては知らなかったと。もし教えてくれみたいな連絡があったらどうしていたかといったら、多分言わなかったと思うという話も書かれてあります。実際どうだったかどうかというのは本当に分からない部分ではありますけれども、また元部長の供述の中でも副区長へは報告することもなくて、また、報告を求められたこともなくて、副区長から、そうですね、報告を求められることがなかったと。元部長から報告することもなかったというの、供述調書のほうには書かれてあります。

私も、別にどちらの肩を持つとか、そういうことではなくて、実際書かれている内容としては、副区長のほうもやっぱり具体的に関与していたという事実というのは、これもちろんこの供述調査を基に警察も裁判所もいろいろやっていると思います。その上で、今回そういう起訴にもならなかったとか、実際、刑罰もならなかったとか、そういう事実が出てきている以上、言ったら、あったか、なかったかと認定するというのは、ここではまずできないことなんだろうなというふうに思っております。そういう点では、認める事実が確認できなかったと書かれてある区の報告書というのは、私としては間違いはないのかなというふうに、私としては考えております。

その上で本当に一番大事なものは、前々から上司からの指示があったか、なかったか、これが分からなかったら前に進まないんだという話もありました。ただ、私としては、あったか、なかったかが分かるかどうかというのよりは、上司からの指示があったということは絶対駄目ですし、絶対ないようにしないといけない。だから、上司からのあったか、なかったかは関係なく、そういうのが今後絶対ないように、そういうハラスメントとかがないように、そういう対策を実際どうやっていくのかというところを検討するのがこの再発防止委員会だと思っております。そういう意味で、区の報告書の中にも、上司からの指示とか、そういうことがあったら駄目だと、そういうハラスメントとかも防止するような対策をしていくという内容は書かれているというふうに私は認識しています。そういうのも書かれていなかったら、いやいや、おかしいじゃないかと。そういうのをしっかり入れていかないといけないんじゃないかと。そういうのを検討しようよということで、しっか

りやらないといけないと思っているんですけど、そういう点は、私はしっかり書かれているなというふうにも思っておりますので、今後のチェックリストの論点の中の今回のそごという部分に関しては、私としてはないのかなと。

ただ、いろんな意見があります、そういうやっぱりそごがあるんじゃないかとか、違うんじゃないかという意見はあります。そういう意見があるのは別に否定することではないし、私はこう思っている、でも、そういう意見があるというのも私は分かります。なので、ただ、これはやっぱり先ほどから言われているように、行政側も相違はないというふうに前からこれはずっと言っていたいただいておりますので、そういう意味では、ほんと平行線なんですよね。言ったら、これはこれ以上変わることはない。もし変わることがあるとすれば、何らかの証拠が見つかって、具体的に何か副区長が刑罰を受けるとか、そういうことが出てきたら、もしかしたら、この表現に関しては変わることはあるかもしれないですけど、現状の時点で何か変わるようなことがあるというふうに私は思っておりません。そういう意味だと、このままやり続けても、ちょっと平行線でまた行っちゃうのかなというふうには思っております。そういう意味で、委員長にまたちょっとうまく整理もしていただければなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○小野委員長 はい。ということは、ちょっと私かなと思いますので、一定のこれはめどがつくんじゃないかということなのかなというふうに理解しました。同時に、この委員会の中で、約2年間、これ自体の閲覧は今回が初めてということで皆さんが同じ土俵に立ってはいるんですけども、ここから先、どのようにしていくかというところで、これは、今後どのようにしていくかということもある程度考えてはいるんですけども。とはいえ、「未」という事項が今2個ありますので、ここについて、しっかりと取り組んだ後というふうに思っておりますけど、ちょっと何人か今手が挙がっているんですけど、一旦休憩します。

午後3時29分休憩

午後3時44分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、田中委員。

○田中委員 この供述調書を委員限りで共有していただいて、私たちは読んだわけなんですけれども、読んでみると、知らないことも、知らなかったことも多く、すごく示唆に富んだ資料だなというふうに感じました。それで、この供述調書は、もう司法の判断は終わっていることですので、そこに関して私たちがいろいろ言うということではなく、この資料を基に、区議会と区役所の関係をどうしていくのかとか、改善していくような方向に活用できればいいのかなと思っております。

それで、この委員会がすごく有意義だったなと思うのは、この委員会設置の当初のほうで私たちに共有されました資料ですよね。そういうもので、これまで区議会と区役所がどういう関係だったのかということも、すごく歴史的なというか、流れが分かって、かつてはやはりそういう区議会側からの区役所への圧力なども感じさせられるような資料があったり、この供述調書の中では、当時の区長の区議会軽視の区政運営という言葉もありまして、こういうことを教訓にして、実際にこれからの区議会と区役所の関係というものをどう改善できるのかというふうに活用できるのが一番いいのではないかと思っております。

○小野委員長 はい。ご意見いただきました。先ほど議員との関係性というところで小枝委員からもありましたけれども、これを教訓にして、議員とそれから職員の皆さんとの関係性というところにしっかりと生かして行って、同じことが起きないようにしていくという、そういうことですね。

○田中委員 あと、もう一つですけれども、これが始まって以来、紆余曲折ありつつも、すごく区役所のほうでも組織風土の改善に努めていただいて、その成果というのがやっぱり私の目から見ても顕著に表れているなと思っておりますので、区議会のほうでもそれを受け止めて、各自、何というんでしょうね、留意していけたらいいなと思います。

○小野委員長 はい。そうですね。組織風土の改革については、都度、常任で多少は何かしら報告があるのかもしれませんが、そうした点ということで、はい、これは何かご答弁とかいう、政経部からのご答弁じゃなくてよろしいですか。

○田中委員 はい。

○小野委員長 はい。

のざわ委員、拳がっていました、手。

○のざわ委員 ちょっと長くなりますが。（発言する者あり）

○小野委員長 長いというのは。まあ、はい。

○のざわ委員 短く。

2月28日の千代田区のホームページのほうに、官製談合防止違反について、「テレビ東京の千代田区官製談合防止違反事件の番組に対する区の見解について」とコメントがありまして、それで、2月27日にテレビ東京により放送されました。私も当然拝見させていただき、その後も、3月3日に区長のほうからもユーチューブもアップされて、皆様からお怒り、ご心配の声も頂いていますとコメントもありまして、私のところにも、ほかのユーチューブとか、この動画のユーチューブとか、いろんなご意見を頂いているところまでございまして、千代田区にお住まいの方、千代田区のお仕事に関係する方、職員の方、議員の方々のご家族も含めまして、区長も含めまして、皆様、心を痛めていらっしゃる大切な、大変な問題であると改めまして、そして、その後、身を引き締めまして感じる中で、それで、論点チェックリストというのが今回のところにもあると思いますが、（発言する者あり）ごめんなさい。

今、この委員会、論点チェックリストであと2点取扱いが未というのがあるというふうに認識しております。それで、2のところは、ここにございますが、区の作成した報告書・対策案に対する確認指摘事項ということで、これを確認いたしましょうということで、今回、当委員会において刑事確定記録の閲覧を行い、事実確認をする必要があるということにおきまして、この委員会限り確定訴訟、記録閲覧メモを2部、70ページと50ページのものを拝読させていただきました。

これの取扱い、刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いにつきましては、4の法的責任等についてに鑑みまして、長くなりますので、コメントは控えさせていただきますが、私の個人の考え方としましては、論点チェックリストはこれで確認が全てできたのかなと。それで済みという形でさせていただいていいんじゃないかなという理解で、チェックリストに関しましては、私の意見でございます。

それで、では、この契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会、これはそもそも令和

6年2月14日から始まりまして、設置理由が2月22日につくられまして、改めまして、この委員会って何をやる委員会だったのかなというのを考えまして、今、ちょっと読ませていただきますと、本年1月24日、元区議会議員及び元区職員が工事契約に関する官製談合防止違反容疑で逮捕されました。これにより区民の信頼を大きく裏切ることになりました。千代田区議会は区民からの厳粛な信託を受けた立場と職責を深く認識し、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区民全体の奉仕者として人格と論理の向上を求められます。区議会及び行政は、この事態の重大さを真摯に受け止め、二元代表制のあるべき姿を再確認し、区民に信頼されるよう全力で取り組まなければなりません。こうしたことが発生する背景、とりわけ、組織や制度の不備などを徹底的に洗い出し、具体的な再発防止策等について、可及的速やかに調査、検討を進めるべく、本特別委員会を設置するものです。

ここからですが、調査事項は、特別職を含めた職員や利害関係者との関わり方など、職員の倫理向上に関する事項及び不祥事再発防止対策・・・事項ということで……

○小野委員長 はい。のざわ委員、ありがとうございます。

○のざわ委員 それで……

○小野委員長 それは設置理由ですね、今、確認したのが、皆さん分かっております。

○のざわ委員 見ていらっしゃる方がお分かりになっていただくかと。

○小野委員長 なるほど。

○のざわ委員 それで……

○小野委員長 じゃあ、質疑どうぞ。

○のざわ委員 すみません。質疑ですか。（発言する者多数あり）

○小野委員長 もちろんご意見を言ってもらった後、その質疑があると思いますので。

○のざわ委員 じゃあ、質疑に変えてまいります。（発言する者あり）

そうしますと、私は、ここの委員会の中で、不祥事再発防止策に関する事項に関しましては、2026年2月26日のところも、ここに見ていただくと、官製談合防止法違反について、ホームページのをずっと見ていただきますと、令和6年1月24日まで過去の経緯が全部出ておりますが、議員等との関わり方の見通しですとか、職員倫理の向上、適正な契約制度の構築の3点から再発防止を取りまとめましたというのは、こちらの報告会でもご報告があったと思いますし、その運用もあり、また、コンプライアンスの推進の取組についてもホームページで発表していただいています、それのとおり運用されておりまして、それが今それ以来、今の行政のお仕事っぷりを拝見させていただきまして、私は、対策は非常に出来上がってきていて、今後、それをこの委員会とは別のところで逐一また監査ということは生意気ですが、拝見をさせていただくことは必要かなというふうに思っております。

それで、職員の倫理向上に対する事項に関しましては、私は、議員条例等々の縛りをやるのではなく、前も申し上げましたコンプライアンスの勉強会をする中で、議員の方々が非常に身を引き締めてするという形がいいんじゃないかなということをもちまして、この特別委員会の……

○小野委員長 質疑。質疑は。どうぞ。

○のざわ委員 仕事は、設置理由はクリアしたのではないかなというふうに、（発言する

者あり）私は思っております、また、逆に、今、今回の刑事確定訴訟記録閲覧メモでいろいろなことが書かれておりますが、これは、議員の方々の組織の中で、不正が行われなような形で、議員向けの勉強会ですとか、職員の方々の……

○小野委員長 質疑じゃなくて、提案をしたいということでしょうか。

○のざわ委員 そうですね。それも含めまして……

○小野委員長 じゃあ、ちょっと一旦……（発言する者あり）

○のざわ委員 それで、結論は、もう私の中では、（「聞いていない」と呼ぶ者あり）この特別委員会の……

○小野委員長 じゃあ、ちょっと、一旦、そういうことを提案したいというので、それは、こちらへの質問でしょうか。

○のざわ委員 その役割は終わってきたんじゃないかなという私の意見に対する質問と、あと、もう一つは、特に今回の刑事確定訴訟記録閲覧メモの中のもの、今後の議員の倫理向上に関する勉強会等々、もしくは不祥事再発防止策に関する今後の取組に対する題材としてもお使いになっていくというのはいかがでしょうかという二つの質問をさせていただくということで、私の考えを終わらせていただきます。すみませんでした。

○小野委員長 はい。今は、この質疑はどなた宛てにとかというのはございますか、のざわさんから。（発言する者多数あり）私で分かるところでしたら。

○小林委員 委員長に質問しても、しょうがない。（発言する者多数あり）

○小野委員長 確認して。

今、2点あったのが、一つは、この特別委員会の設置理由と照らし合わせても、委員会としてある程度調査事項はもう終わったのではないかという、それについてどうかということが一つと、もう一つが、（発言する者あり）今後の取組ということで、先ほど田中委員からもありましたけれども、倫理条例という形ではないにせよ、職員との関わり合いというところ、そういうことを言わんとされているのかなと思うんですけど、それを確認したいということによろしいですか。

○のざわ委員 確認……。今後の……

○小野委員長 今後の取組。

○のざわ委員 今後の議員の倫理向上に関することと……

○小野委員長 倫理向上に。

○のざわ委員 勉強会等に対して、そういうものを盛り込んだものを勉強会をしていくということと、あと、職員の方々の不祥事再発防止対策、今、もう既に先ほど申し上げました3点に關しましてはできておりますが、それをもっともっと強化していくという形において、参考にブラッシュアップしていただく題材としてお使いになっていただけるんじゃないでしょうかという質問でございます。

○石綿区議会事務局長 今、のざわ委員から幾つかご質問いただきましたけれども、最初のコンプライアンスであるとか政治倫理関係、これは議員のということによろしかったかなと思います。こちらに關しましては、以前ご議論も頂いた中で、まさに論点チェックリストの1ページ目に載っておりますとおり、コンプライアンス研修に関しては、既に1回、昨年開催をさせていただいたり、今後も年1回程度で開催をしていこうということをお決めになられたかなというところでありまして、それから、政治倫理条例に關しましては、こ

れはやはり様々なご意見があるということで、適切な会議体に引き継いで、そちらで議論をしていこうということで、皆様の了解が得られているかなというところでございます。

あと、最後のご質問でございますが、今回の確定訴訟記録のこの閲覧内容について、今後、これは職員に対しての何か資するものということにお伺いをしたんですけれども、その前は議員の中でというようにちょっとお伺いしたかなと思いますが、まずは、議員さんの中でということであれば、まさに、本日、少なくとも議員の皆様の中では共有がなされて、情報共有がまさになされているというような状況でございますので、今後こういった研修の中で講師の方々にご質問いただいたりとか、そういうご活用の仕方があるのかなというふうには思っております。お取り扱いは非常に慎重を期するところもありますので、こういったところが活用の仕方としてはあるのかな。そのご質問を踏まえて、講師のご回答などを頂きながら、ご指示、ご指導を頂ければなというふうに思っております。職員に関しましても同様かなと思っております、やはりこの刑事確定訴訟記録、閲覧メモとはいえ、慎重なお取り扱いが必要だということをご認識のところだと思っておりますので、今回、この当該委員の委員会での出席理事者とは共有がなされていますので、その大事な視点というところをもって、恐らくそういった職員研修などに生かされるものではないかなというふうに推察はしてございます。

○小野委員長 はい。のざわ委員、今のよろしいですかね。

ほか、手は挙がっていましたか。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。また戻っちゃいます。（発言する者あり）

まず、さっき小枝委員の質問で、報告書で具体的に関与したと認める事実は確認できなかった。じゃあ、包括的にはというふうに聞いたときに、ちゃんと質問していなかったというか、そのまま質問がだだだだで行っちゃったんですけど、包括的にはあったんでしょうか。

○小野委員長 それは、元副区長……

○岩田委員 と認め得るのはあったんでしょう。

○小野委員長 元副区長から元部長に対してという、そういうことですかね。

○岩田委員 ここには本件事件に同副区長が具体的に関与したと認める事実は確認できなかった。じゃあ、包括的なものは認められたのかどうか。

○村木政策経営部長 包括的という意味は定かではございませんが、副区長と行政管理担当部長、行政管理担当部長は副区長の様々な指示によって動くわけですから、こういった違法なことはともかくとして、例えば契約制度を見直してくれとか、そういったことについて指示があったかとは思いますが。

○岩田委員 うん。なるほど。

そして、もう僕も結構何度も質問をしていますけども、上司の指示命令があったというようなことが僕の見てきた刑事確定記録に書いてあった。（発言する者あり）それはあくまで資料だというふうにずっと言い続けていた、区は。あくまで資料の一部だと言っていた。そして、今日もそういう資料がたくさんあって、それをまとめて裁判所が出すのが判決です。だから、資料とは違います。いや、判決理由に書いてあるんだから、指示命令があったんでしょうというふうに認めなきゃ駄目じゃないですか、これ。それはおかしいで

すよ。それを認めないというのはおかしい。だって、判決の理由に書いてあるんですよ。部長がおっしゃった資料、いろんな資料があって、それをまとめて裁判所が出したものが判決だとおっしゃったじゃないですか。だったら、その判決理由に書いてある上司の指示命令だって、それはもちろん採用するべきですよ。違いますかね。

○村木政策経営部長 その点については、先ほど来ご答弁しているとおりでございます。

○岩田委員 だから、そこを認めないというのがおかしいんですよ。

誰がどう考えたって、それはあると思うのが普通なのに、それをもう認めない。そして、この委員の中でも、その意見がもう本当に真っ二つに分かれている。これだけ何か黒なんだか白なんだか灰色なんだか分からないようなんだったら、それこそ我々で判断できないんだったら、日弁連の提唱する第三者委員会を立てて、それで、そこでちゃんとした報告書を作ってもらえばいいじゃないですか。何でやらないんですか。それで、それを我々は必要ありません、これで終わりにしますと言っていますけど、言い方が悪いですけども、何かやっちゃったところ——もっと分かりやすく言ったら、捕まった泥棒がぱんぱんになった、何、ポケットを自分でたたいて、ほら、僕も何も盗んでいませんよ、私が言っているんだから間違いありませんよ、それで納得してくださいよと言っているようなもんですよ。納得できるわけじゃないじゃないですか。ちゃんとそういうのをやるべきじゃないですか、第三者委員会。やらない、もしも自分たちに自信があるんだったらやってくださいよ、それ。

○小野委員長 はい。何度もやり取りしている内容ですけど、政策経営部長。

○村木政策経営部長 ただいまの点につきましても、これまで何度もご答弁しているとおりでございます。我々としては、日本で最も公正中立な判断機関は裁判所だと認識していますので、そちらの判断に従っている。そういう認識でございます。

○岩田委員 そこじゃないよ。そこじゃない。第三者委員会の話ですよ、第三者委員会。何でやらないんだという話ですよ。自分たちの身内だけでつくったそんな会議体で「大丈夫ですよ。大丈夫ですよ。何もありませんよ」、「はい、何もありません。これで間違いありません」。誰がそんなの信用できるんだという話なんですよ。それで、もしも、これ以上ないと自信を持って言えるんだしたら、そういうのをつくるべきですよ。なぜそこはつukらないんだという話ですよ。自信がないんですかという話です。（発言する者あり）

○村木政策経営部長 繰り返しになりますが、我々としては裁判所より公正な第三者機関というのはないと考えていますし、今、岩田委員がおっしゃったように、これで我々としては調査を尽くしたと考えているので、それ以上改めて第三者委員会を立ち上げて調査するという考えはございません。

○小野委員長 はい。これは、岩田委員……

○岩田委員 あ、繰り返しになるから、そういうんじゃないよという話……

○小野委員長 ううん。じゃなくて、先ほどおっしゃったのはあれですよ。指示命令があったもののというくだりがあるよと……

○岩田委員 そうですよ。

○小野委員長 そのことを言っているんですよ。それを何で認めないんだという、そこを言いたいということですよ。これについては、認めないわけではなくて、そこも含めて報告書というところ、確かに4ページを見ると、具体的に関与したと認める事実は確

認できなかったというのだけなので、何かそこが飛ばされているような、そんな印象を多分受けるのかなと思うんですけども。

○岩田委員 一番大事なところですよ。

○小野委員長 なので、そののところ、何度かやり取りがもう既にあったんですけども、ちょっともう一度だけご答弁いただけますか。

○村木政策経営部長 先ほど来ご答弁しておりますが、判決におきまして、上司からの指示命令あるいは共犯者である区議からの依頼があって、断りづらい状況にあったとはいえとあるわけですけど、その後には続きまして、その経緯、動機に大きくしんしゃくすべき事情はない。つまり、この判決においては、上司からの指示命令というものは、これはその経緯や動機に対して大きく考慮すべき必要は全くない、大きく考慮すべきものではない。つまり、大したことはないと言っている。我々はそういうふうに認識しました。ですから、判決において、岩田委員がご指摘するようなそういった不当な命令、それは大したことないと裁判所が言うって、それはないと思いましたので、我々としては、これは違法な指示命令を認めたものではないというふうな認識であります。

○岩田委員 そうじゃないですよ。そういう指示命令があったんだったら、罪を軽くするのが普通だろうということなんだけど、指示命令はあったけれども、あなたがやっちゃったことは重大だね。あったんですよ、指示命令が。だったら、指示命令があるということは組織ぐるみだったというのは明明白白じゃないですか。（「違う……」と呼ぶ者あり）なのにもかかわらず、それを認めないで、第三者委員会もつぐらない、私たちはこれでやりました、自分たちの身内で作った会議体でちゃんと調べました、これで全てですって、誰がそんなの信用できるんですかという話なんですよ。自分たちに自信があるんだったら、つくるべきですよ。

○村木政策経営部長 繰り返しになりますが、我々としては、この結論で本件についてはできることは尽くしたと考えておりますので、岩田委員のおっしゃるような手続は取らないと、そのように考えてございます。（発言する者あり）

○小枝委員 今の件で……

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 今日の委員会の意味合いとしては、やっぱり原文に当たるというか、事実認定をするための確定記録なので、今の説明がやっぱりおかしいなというふうに思うのは、S-45のところですね、これは元区議のほうの証言なんだけれども、ここだけ取っても、例えば、3のところですね、元区議は、その上で元部長さんが私からの依頼に応じて、千代田区発注工事の入札に関する非公開の情報を私に教えてくれるようになったのは、元部長さんが、平成30年、行政管理担当部長になったときに、当時の副区長である〇〇さんがとりなしてくれて、元部長から依頼があった場合、入札に関する非公開の情報を教えるように指示してくれたことが大きかったというふうに言っているわけですよ。

その下をちょっと飛ばして言うと、私は元部長さんから入札に関する非公開の情報を聞き出す以前は、元副区長を通じて、入札に関する非公開の情報を聞き出したことがありましたと書いてあるわけですよ。これは、元区議のほうの証言。でも、これだけじゃなくて、元副区長のほうも、ちょっと縮めて言うけれども、四ついろいろ言っているんだけれども、東郷元帥記念公園の予定価格を公開前に伝えていましたというふうに言っているわけですよ。

よ。それで、これは1者入札だったということですよ。そういうご自身も、元副区長ご自身も平成30年の4月にそのポジションに就いたときに、ちょっと電話で部屋に呼んで、それで、すぐ2日か3日、4月の2日か3日に呼んで、こういう契約情報は、これまでも課長に聞いてやっていたんだけど、ちょっと今度の課長は厳しいから、あなたにやってねという指示をしたと書いてあることを、先ほどの答弁では、包括的指示さえもしていないというふうに言うのは、恐らく中高生が聞いても、あれっ、と思うと思うですよ。具体的指示はしていなかったということでもまとめ上げたけれども、包括的指示についてはあえて書かなかったんですという見解なのか、それを問われれば、包括的指示については、これは今の2か所、もっといっぱいありますよ、読み上げれば、もう切りがないほど。私がやりました、私が伝えました、私が指示しました。だから、こうなったんですよというのを。

その内容を部長は見ているんですよ。なおかつ、包括的指示もなかったというふうに言える神経は、さっきはやおさんは怒られちゃったから、その言葉は使えないけど、何というの、（発言する者あり）やっぱり国語としても成り立っていない。区民をばかにしている。区民をばかにしている。それでいいという議員さんもいるんでしょう。いや、それは政治生命をかけて、今の私の言っていることが読み違えていなければ、そうでありながら、指示がなかったというんだったら、もう千代田区議会もそういう機関なんだというふうに区民に見てもらおうということになるわけです。責任を持って答弁してください。

○村木政策経営部長 これは、先ほども議論になりましたが、この確定記録供述調書というものに対する認識の違いだと思います。小枝委員は、ここに書かれていることは、とにかくそれは正しい客観的な事実であるということ的前提に議論を進めていますが、我々としては、そのようには考えてございません。供述する際には……

○小枝委員 そうなのか。なるほど。うーん……。 （発言する者多数あり）

○村木政策経営部長 続けてよろしいですか。

供述する際には、当然、取調べですから、様々なプレッシャーがかかっています。それから、発言している、供述されているほうは、もちろん当時の何年も前のことになるかと思しますので、記憶が曖昧になっているところとかもあるかと思えます。そういった中で、様々な答えを出して行って、今回、ここ、供述調書が出ていますけど、この前にも恐らくいろんな取調べがずっとあったんだと思います。その中では様々なことが出てきたんだと思いますけど、それは我々には全く分かりません。そういった中で、これ、出てきた供述調書、これが客観的に正しいかどうか。その中で、どの事実を今回の事案について客観的に取り上げるべきものか。それは裁判所の判断によって判決に出されたものだというふうに我々は認識していますので、我々としては、判決、この結果をまず第一に基礎とし、それから、我々もヒアリングを行いましたので、ヒアリングの結果とか職員のアンケートだとか、そういったものを基に今回の報告書を作った、そういうことでございます。

○岩田委員 関連。

○小野委員長 はい。今の話って、ちょっと確定記録のそもそもの捉え方に行ってみたり、それから、指示命令という判決文の中にあっただ一言というものに行ったり、ちょっとその辺が行き来しているので、一旦整理させていただきたいんですけども。

まず、この刑事確定記録、今お手元にあるものは、もうご承知のとおり、4名が行って

ピックアップしたものです。これは、さらに言うと、今回、はやお委員がここを確認したいんだという理由書に基づいて、地検が全部ピックアップをしてそろえたもの。ですから、背景には多分たくさんものがあると思うんです。そのうちの一部をさらに絞り込んで私どもが持ってきたという内容になっています。その中で、とはいえ、判決文というのは冒頭のところにあって、上司からの指示命令があったというところ、そこもしんしゃくすべき事情にはないというようなことが書いてありますけれども、ちょっとそこと、何だろうな、刑事確定記録についてのそもそもの捉え方というところは、ここはもう平行線だと思うんです。これを基に判決が出ているので、その判決を基にやりましたという、判決を基に最終的な報告書というところをまとめ上げているということですよ、行政側は。一方で、今、私たちはこの確定記録を見ているので、この確定記録の事実というのがどこまで事実なのか、正しいか、正しくないかというところはちょっと置いておいて、書いてあることを基にして、今、話をしている、この議論をしているということになっています。

ですので、ちょっとそもそもそこが違うというところは、一旦は、ここの中で理解をした上で、ちょっとこの後進めたいと思っておりますので、お願いいたします。

小枝委員、お願いします。

○小枝委員 確かに今の答弁も苦しかったなというふうに思うし、擦れ違っているのかもしれない。ただ、整理しておかなきゃいけないのは、犯罪事実と、いわゆる事実というのと、大きな事実があって、そこに犯罪事実。今、先ほど申し上げた部分というのは、上司からの指示命令があったか、なかったかの部分について、当事者としての元議員と元部長も同じことを言っている、副区長も事実上同じことを言っているわけですよ。3者同じことを言っているのに、事実を書いていない場合もあるよね。ディテールはあると思います。食い違いは。ディテールは。だけれども、日時から、場所から、段取りから、みんな一緒なんですよ。何にも全然変わっていない。唯一違うのが、副区長だけが具体的な指示を自分はしようと思っていたのに、そういうやり取りがなかったということ、自分はもっと直接自分を通してくれということだけが違って、元区議と元部長はそんなことはない、忙しくなっちゃったんだから、やってくれよ、当事者でというふうに言われたから、もう俺たちはやったんだというふうになっている。

この事実については、私は、普通であれば、事実、犯罪事実じゃなくて、事実として発生する背景として、さっきのざわさんが読み上げた発生する背景として、普通は認めますよ。それを認めないとすると、行政の認識の中に認知のゆがみがあるのではないかということは指摘しておきたいと思います。

○小野委員長 はい。よろしい……（「答弁するの」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 いやいや。指摘だから。

○小野委員長 指摘ですよ。

○岩田委員 関連。

○小野委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 その供述調書は、事実だけじゃなくて、事実じゃないことも述べているかもしれないと言いましたけども、警察で言っている取調べの供述調書だけならともかく、裁判所でも言っていますよ。これ、裁判所でということは、宣誓して供述しているということは、これはうそだったら、偽証罪になりますよ。3か月以上10年以下の罪になります

よ。分かって言っていますか。

○村木政策経営部長 私の認識だと、被告人は、自分の罪に関して、偽証罪になることはないというふうに認識してございます。

○小野委員長 はい。じゃあ、ちょっとそこの法のことをここで調査すると、ちょっと時間がたちますので……

○岩田委員 何のために宣誓すると思っているの。

○小野委員長 今、上司からの指示命令というところで話が進んでいるわけなんですけれども——あ、失礼しました。ちょっと一旦そこに戻ってください。

小林委員。小林委員。

○小林委員 じゃあ、どうぞ。まとめたいなら、ちょっと。

○小野委員長 どうぞ、小林委員。

○小林委員 こっちは提案だから。

○小野委員長 提案。はい。

○小林委員 委員会の運営に対する提案。

○小野委員長 はい。では、先に伺います。小林委員、どうぞ。提案があるんですよね。

○小林委員 今、やっぱり話や議論の中の中心というのは、元副区長がどうであったかという、契約に関してどういう発言をしたのかというところで、解釈がずれている、意見が行き違っているんで、本来、委員会として、これをはっきりするんだったら、副区長を参考人と呼んで、それで、そこで委員長と委員の中で質疑をして明らかにするというのが一番これから早く物事が分かるのではないかと思うんで、一応、そういう、多分副区長がまずだと思うんで、そこのところ……

○小野委員長 副区長ですか。

○小林委員 元副区長。

○小野委員長 元副区長。

○小林委員 副区長の参考人の招致を提案します。

○小野委員長 はい。今、そういうご提案がありました。

ちょっと一旦休憩します。

午後4時20分休憩

午後4時30分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今、参考人というところでご提案がありましたけれども、この点について、事務的なところもあるかと思いますので、局長にご説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石綿区議会事務局長 ただいまのご議論の中で、参考人の出頭を求めることができるかどうかというようなことで、委員長からご質問いただきましたので、簡単に参考人についてご案内を差し上げますと、まず地方自治法上に規定がございまして、第115条の2の第2項ですかね、「普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」というのが根拠となっているというところがございます。併せて、会議規則、千代田区議会の会議規則でございまして、この120条に「会議において

参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない」、この第2項に参考人については――これはごめんなさい、その前の条項に公述人の発言というところもあるんですけども、そこの規定を準用するとありまして、公述人に対しての質疑に関するようなことが117条や118条などに記載されておるんですけども、これは簡単にご説明しますと、公述人には議員に対して質疑をすることができませんよとか、議員は公述人に対して質疑をすることができます。つまり、参考人に関しても、議員さんのほうから質疑はできますけれども、逆ができないよというような規定があるというところでございます。

あと、対外代表権を有しているのが議長のみということになりますので、参考人の意見を聴取するために招致をするかどうかの決定は、この委員会の場で権限はありますけれども、これを通知する際には、先ほど会議規則にあったようなことを示して、相手に通知する際は議長の名前という形になるかなというところでございます。

ここからは一般論になるかもしれませんが、今ご議論の中でも、誰を呼ぶかというのはお名前が出ていたと思いますが、この参考人を求めるかどうかということに関しては、やはりこれは一般論ですけども、その目的などを当該委員会で整理なさったほうがよろしいのかなというところと、あとは、別途、何を具体的に聞くかということもお決めいただいたほうがよろしいのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○小野委員長 はい、分かりました。

では、今、参考人招致について、決定自体はこの会議体の中でできるということですが、そもそもどなたを招致するのかということと、それから、何のためにという目的のところ。あと、具体的に何をという調整については、この場では難しいと思うので、目的までかなというふうに思うんですけども、こちらについて、何かご意見ございますでしょうか。今のその参考人招致というところでご提案がありました。

小林委員。

○小林委員 今まで、審査をする上で、参考人を呼ばないと、今後この再発防止に対する最後の残った課題を解決できないので、ここは参考人を呼んで、審査をするために確認をしたいということです。

○小野委員長 はい。様々、今、議論のやり取りがあったんですけども、参考人を例えばお呼びするとしたときに、元副区長が挙がりました。であれば、元部長も必要ではないかというのがありました。でも、いずれもお越しいただけるかどうかというのはちょっと分からないんですけども、まずは、この刑事確定記録に書いてあることと全く同じ内容というところだと、ちょっとどうなんだろうということもあるんですけども、（発言する者あり）その辺のことはまたちょっと検討を、もし皆様に……（発言する者あり）

○牛尾副委員長 ちょっといいですか。

○小野委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾副委員長 私も、小林委員から提案がありました元副区長の参考人招致ですけども、この契約にかかる論点チェックリストで事実確認する必要があるということで、今、やり取りがありましたけれども、残念ながら平行線なことになっております。供述調書を読んでいまして、今回の事件の件での副区長からのメールではなかったというふうに区

役所の報告書でもそういうふうになっているんですけども、以前から、やっぱり副区長の意見を聞かなければいけないような組織風土がずっとあったんじゃないかと。それをやっぱりどう正していくかということも再発防止につながっていくと思うんで、その辺の区役所の中の風土といいますかね、そうしたものがどうだったのかと。今回の事件を通じて、副区長自身がどのように感じているかということをしっかり聞くことが再発防止にもつながっていくのかなというふうに思うので、（発言する者あり）そうしたことも参考人に呼ぶ理由にはいかがかなと思います。

○小野委員長 はい。副委員長、今、副委員長からご発言ありましたけど、指示命令がなかったとは言っていないですね。

○牛尾副委員長 でも、今回、お茶に対してはなかった。

○小野委員長 ああ、そういうことですね。

何かございますか、今ので。大丈夫ですか。ちょっとご意見があると思うので、政策経営部長、（発言する者多数あり）どうぞ。

○村木政策経営部長 今の、副区長の命令を聞かなければならない風土というようなことだったんですけど、一応、上下の関係なので、組織体としては指示は聞くことになるんですけど、（発言する者あり）違法なものはともかく、合法的なメールは、聞かないと組織が成り立たないので。（発言する者多数あり）それから、副区長ということですが、元議員ということではなくて、元副区長の命令を聞かなければいけないような組織風土って…。（発言する者あり）

○小野委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 要するに、ちゃんと仕事のメールは聞かなきゃいけないけれども、やはり、例えば、この議員からお話があったら、ちょっとよろしくお願いしますよみたいなことについても、本来ならば、自分としてはやってはいけないのかなと思いつつも、やらなければいけないような雰囲気があったんじゃないかなという、（「風土」と呼ぶ者あり）そういうことです。

○村木政策経営部長 理解いたしました。

○小野委員長 はい。そもそも元議員からで、そして元副区長、そして……

○はやお委員 ちょっと確認……

○小野委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 ちょっと確認なんですけども、当然のごとく、地方公務員というのは、そのところの上司からの指示に従わなければいけないという法令上なっているということだよ。けども、違法行為をした場合は断れるということになっているけれども、今回の場合は断れなかったということなんです。そこがポイントなんです。だから、今言ったように、風土というのか、何というのか分からないけれども、どうだったのか。だから、根が深いんじゃないか。それで、公益通報にもかけられずに、それにやったときには匿名でやったということが本当にどうだったのかということ深くやっていかないと、また同じ事件もある、再発する可能性もあるわけですよ。それで、職員がかわいそうということなんです。だから、そこを確認だけ。そういうことですよ。法律的にもそうだし、そういうことというのはないというふうにしか言うのがないんだろうけど、（発言する者あり）地方公務員としては、トップからの、上司からの指示に従わなくちゃいけない。そ

してまた、でも、違法行為については断れる。そこだけは確認したいということ。

○小林委員 それはそうだ。

○小野委員長 それは答弁が必要ですか。

政経部長。

○村木政策経営部長 今回の、もろもろはやお委員がおっしゃるように、違法な行為というものを指示されたのであれば、それは断るべきだと思います。政策的に自分が気に入らないとか、そういうのは断れないですけど……

○はやお委員 そうだね。

○村木政策経営部長 違法な行為については拒否できるというふうに考えてございます。

○はやお委員 じゃあ、ちょっと細かいのを。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 結局ね、入札妨害なんですよ、はっきり言って。聞かれたら、もう、これ、一般競争入札で聞いた瞬間から入札妨害、違法なんですよ。でも、そのことについて分かった上で、結局は流れができていたところ違法行為なんですよ。だから、ちょっと、そのところは今後確認をしながらやっていっていただきたいと思います。

○村木政策経営部長 はやお委員のおっしゃるとおりだと思いますけど、我々としては、その違法行為が違法な指示ではなかったというふうに、そういう認識で今までお話ししておりますので……

○はやお委員 それは……

○村木政策経営部長 そこは見解の分かれるところだと思います。

○はやお委員 じゃあ、聞かなくちゃ……

○小野委員長 それがいわゆる具体的に関与したと認める事実は確認できなかったという、この報告書のくだりのことを言っているんですよ。（発言する者多数あり）

小枝委員。

○小枝委員 あのね、何というのかな。この議員との関係、上司との関係、議員との関係だったら、こういうことはやらなかった。やる筋合いもないし、それは業務じゃないから。でも、上司から言われたというところで、業務に入った。しかも、やばい業務だという。業務だと思っているから、次の部長に対して、申し送り事項の中に具体的に指示書を書いたというぐらい業務だと思っていた。つまり、この報告書の中で、上司の存在、副区長の存在を消してしまった段階で、動機とか背景とか、そういうものが消し去られてしまうという問題なんですよ、この問題は。だから、当初、この事件が発覚したときに、朝日新聞がどーんと議員からのパワハラだと書いた。で、あれは記者会見でそういうふうに言ったからだと思うんですけども、先ほど言ったように、そういう面は確かにあの議員さんのあのやり方は否めない。だけれども、上司との関係、職場内の関係という、これは非常に深刻ですよ。

ここのY-65のところなんだけれども、私、本当に気の毒過ぎるなというふうに思ったのは、私は過去に職場内でパワハラを受けて、鬱病に罹患したことで、それ以降パニック障害を抱えており、大声でどなられるなどすると、動悸がしたり、冷や汗をかいたり、ひどいときには貧血のような症状も出てしまうので、大声でどなられるということに対しては特に恐怖があるというか、避けたいという気持ちが強くありました。この役所内の上

と下の関係、ほかの部分でも、区長、副区長との風通しのいい職場をつくらないと、やっぱり後輩たちも気の毒だよねということを何度も述べている部分がありましたよね。そういう思いで、自分の個人の人格を抑圧されてやられたということに対するトラウマと、あと、どうにかこのことをもって職場改善してもらいたいというところは、読んで取れたと思うんです。

でもありながら、報告書の中に、上司からの指示命令は具体的に認められなかったという記述をするのは、職場の犠牲になり、弱かったというかもしれない。けども、犠牲になってやってしまった人に対する、これも冒涇だと思うんですね。たまたま部長はそういう立場に立たなかった。でも、これを読んでいる限り、人間であれば、私はなり得るなと思ったんですよ。私はそんなに強い人間じゃない。やっぱり同じ議員にかなりどなり散らかされたから、やっぱり自分の中でも変な汗が流れますよね。恐怖で役所に行けないときだってあります。そういう人間だから、どんなに弱まっても、そうならないような職場をつくるための報告書として、この内容は極めて不十分。もう安心して、この職場で働いていけるというふうな内容になっていない。なぜならば、上司からの指示命令を消し去っちゃったから。そこは部長が何ておっしゃっても、これは問題なんですよ。そこは問題。人のことだから知ったこっちゃないという話になっちゃうんですよ。我が事として考えていただきたい。

○小野委員長 はい。今、ちょっと参考人のところから、ちょっと話が発展しているんですけども……

○小枝委員 参考人について、私は話している。

○小野委員長 はい。参考人、言いますか。

○小枝委員 はい。言わない。言わないほうが。

○小野委員長 あ、どうぞ。小枝委員、どうぞ。参考人についてのご意見があったら、お願いします。

○小枝委員 これは私の意見けども、事実確認をするために、確定記録を取りに行った。で、みんなこうやって読めるわけだから、さっき部長が言ったみたいに、これをもっても事実じゃないということもあり得るから、事実じゃないかもしれないなんて言われちゃうと、何のために今までやっていたのか分かりませんが、あくまで私たちはこの内容、ここにある確定記録に基づいて、上司からの指示命令が具体的にも包括的にもなかったというふうに認める人は、そう言えばいい。もう私は賛否を取っちゃっていいと思いますよ。もう、その上で、くたくたやっていないで、次の改善策に足を踏み出すべきだと私は思います。

○小野委員長 参考人招致……

○小枝委員 要らないということ。

○小野委員長 要らない。

○小枝委員 私は。

○小野委員長 あ、要らない。

○小枝委員 だって、ここにあるんだもん。

○小野委員長 うん。まあ、ほんと、そもそもそうなんです。参考人招致という提案がもう過去にあって……

○小枝委員 これが事実じゃないなんて……

○小野委員長 これというので。で、それは参考人招致しても同じことで、ここで何を発言されるかという、それがどこまで真実かどうかというのはもう誰にも分からないわけで。（発言する者あり）そうなってくる——それでもなお、やはりお呼びして話を聞きたいんだというご意向もあるのかなということ、先ほどの提案というのがあったと思うんですけども、そうすると、参考人招致は要らないと思っている方と必要だと思っている方がいらっしやいます。これは委員会として全員一致で決めていきたいなと思っているんですけども、この段階で参考人招致をしたほうがいいんじゃないかと思う方はどの程度いらっしやるか、ちょっと挙手で教えてください。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員 だって、そんなの、反対、ここでもう認めて終わりになると思っていたからやったんです。（発言する者あり）

○小野委員長 3、4、参考人招致について、3。（発言する者あり）あ、質疑。じゃあ、一旦、今、お三方、手が挙がりました。質疑ということですね。

どうぞ、のざわ委員。

○のざわ委員 すみません。この資料請求でチェックリストが終わるかなと思って、参考人の招致のお話があって、ちょっと参考人招致の勉強不足なんで、今日手を挙げる、挙げないというのはもう少しお時間いただけるということは可能でしょうか。すみません。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。この場で一旦その提案が出たので、皆様にお諮りしたんですけれども、今の段階で必要じゃないかと手が挙がった方は、お三方いらっしやいました。ということは、のざわ委員は、現段階で必要とは、「できない、できない」「判断できない」と呼ぶ者あり）はい。ということですよ。はい。それはそれで、承知しました。

○のざわ委員 判断できない……

○小野委員長 はい。のざわ委員、どうぞ。

○のざわ委員 判断をできないというのではなくて、やっぱりこの、委員であって、ここにいる以上は判断はしなきゃいけないもんなんですけども、その判断をするに当たってのちょっと時間と情報を頂きたいということで、（発言する者あり）今は判断をさせていただく時期をもう少しお時間を下さいということでございます。すみません。

○小野委員長 はい。理解しました。（発言する者あり）

では、現段階3名でしたけど、まずは、判断するためにご自身でいろいろと確認をしたいということで、お時間が欲しいということだったので、今日、この場でそれについて、参考人招致についてお諮りするということは見送らせていただきたいと思います。

それでは、今、いろいろとやり取りがありましたけれども、いかがでしょうか。今回はチェックリスト、「未」のところは2点というところで、今、話がいろいろと発展をしているわけなんですけれども、この段階でさらに何かあるということでしたら伺いますけど。（発言する者多数あり）いいですか。（発言する者あり）

田中委員。

○田中委員 具体的な。ちょっと具体的な確認をさせていただきたいんですけども。（発言する者あり）

○小野委員長 はい、どうぞ。

○田中委員 S-21で。

○小野委員長 S-21。

○田中委員 はい。の、下から3分の1ぐらいのところに、当時の契約課長に検討させて、優先業種登録制度を設け、平成30年4月から運用開始に至りましたと。これは、それによって、その当時の管工事の業種団体の方々をその業種の入札で優先させて、ほかの方々が参加できなくなることによって、受注機会の拡大ということを目的につくられたということなんですけど、これ、今はもう、ない。ないということではよろしいでしょうか。

○御郷行政管理担当部長 今、こちらの制度はない状況でございます。

○小野委員長 はい。じゃあ、確認は終わりましたね。

それでは、本日、お時間もお時間ですので、ここまでにさせていただきたいと思いますがよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

次に、日程4、（「その他」と呼ぶ者あり）その他に入ります。委員の皆様から何かございますか。

○はやお委員 今日の検討ではないんですけども、たまたま予算特別委員会の分科会で、コンプライアンスというか、公益通報の件の話がありました。で、改善をするに当たって、組織的に窓口をつくって、職員等の公益通報制度の厚みをしていったと。私の認識としてはですよ、この再発防止とは切り離して、今後の話だから、そこは常任でやると思っていたんですけど、この辺のところについては報告がないじゃないかという話をしたら、いや、これについては特別との掛け持ちもあるから、ちょっと委員会、議会のほうで整理していただけないかと言われたんで。というのは何かというと、今後の公益通報のやり方を整理するんで、今後の話としてはここでやるのか、今後の話だから常任でやるのかという整理があると思うんで、今、ここで、もうかなり時間も遅くなっちゃっているんで、ちょっとそここのところを整理していただいて、それで、そうなってくると、法務担当を、例えば常時出席者までもいかないまでも、必要に応じては出席理事者にしてもらわなくちゃいけませんし、（発言する者あり）という話も出てくるので、ちょっとそこは一応提案として、確認としてやりました。

○小野委員長 はい。そういう意味で言うと、今回、チェックリストの2ページにあります、もう既に「済」になっているんですけども、おっしゃるとおり、「公益通報制度の見直しについては、しかるべき委員会で適宜報告を受けながら、進捗を確認する必要がある」というところを、もう申し送り事項として2か所にこれを列挙していることですので、しかるべき委員会とは何かというと、これはもう常任……

○はやお委員 そうだね。

○小野委員長 ということになっているので、もしご報告がないということであれば、進捗の報告は常任で……

○はやお委員 だから、そうならばいいということだね。

○小野委員長 はい、お願いをします。

○はやお委員 じゃあ、常任で。だから、じゃあ、そこでやるということね。

○小野委員長 はい。

○はやお委員 それは、報告も常任のほうにしてということ。

○小野委員長 そうですね。（発言する者あり）

○はやお委員 では、それはそれで……

○小野委員長 ということでもよろしいでしょうか。

○はやお委員 そういう認識だったからさ。

○小野委員長 はい。では、それは適宜常任でのご報告ということでお願いします。（発言する者あり）はい。

そのほかは、ほか、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

では、理事者から何かございますか。よろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

最後に、日程5の閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども当委員会が開催できるよう議長に申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。長い時間、お疲れさまでございました。

午後4時52分閉会